

官報

号外

平成二十九年六月七日

○第百九十三回 参議院會議録第三十号

平成二十九年六月七日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成二十九年六月七日

午前十時開議

第一 平成二十七年年度一般會計歳入歳出決算、

平成二十七年年度特別會計歳入歳出決算、平成

二十七年年度国税収納金整理資金受払計算書、

平成二十七年年度政府関係機関決算書

第二 平成二十七年年度国有財産増減及び現在額

總計算書

第三 平成二十七年年度国有財産無償貸付状況總

計算書

第四 原子力の平和的利用における協力のため

の日本国政府とインド共和国政府との間の協

定の締結について承認を求めるの件(衆議院

送付)

第五 医療法等の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

第六 中小企業の経営の改善発達を促進するた

めの中小企業信用保険法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成二十九年六月七日 参議院會議録第三十号

○本日の會議に付した案件

一、法務委員長秋野公造君解任決議案(真山勇
一君外一名発議(委員会審査省略要求)
以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠二君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

真山勇一君外一名発議に係る法務委員長秋野公
造君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審
査を省略し、日程に追加してこれを議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠二君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。真山勇一

君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔真山勇一君登壇、拍手〕

○真山勇一君 民進党・新緑風会の真山勇一で

ございます。ただいま議題となりました法務委員長秋野公造
君の解任決議案について、提案の趣旨を述べさせ
ていただきます。

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、法務委員長秋野公造君を委員長職の職
より解任する。

右決議する。

私としては、このような決議案を提出せざるを得

ないのは大変残念でなりません。秋野委員長は、

昨年九月に就任以来、その穏やかで円満な人柄と

明晰な頭脳をもって法務委員会を円滑かつ公平に

運営してこられました。私は、法務委員会の野党筆

頭理事として、与党筆頭であります自民党の西田理

事とともに、意見の相違を超え、党派の立場を超え

て、望ましい法務行政のために徹底した充実審議を

目指し、実現してきたものと自負しております。こ

うしたことができたのも、日頃からきめ細かい心配

りを欠かさない秋野委員長の御配慮のたまものと感

謝してまいりました。

しかし、先月二十九日、参議院で共謀罪法案が審

議入りするや、秋野委員長の態度は一変してしま

いました。一体何があつたのでしょうか。私は戸惑

うばかりです。

秋野委員長、法務委員会は、国民一人一人を大

事にする、人権に最も密接した問題を扱う委員会

です。だからこそ、委員会運営については与野党の

理事が全会一致で合意することが大前提とされて

きたのは、委員長ももちろん御承知のことと思

います。実際、私たち法務委員会のメンバーは、

そうやって委員会を運営してきたではありません

か。新しい犯罪をつくり出し、無実の人にまで刑

事罰を科すおそれがある法案であるならば、なお

さら慎重な上にも慎重に、全ての会派が一致をも

つて審議を進めるべきでしょう。

にもかかわらず、秋野委員長は、先月三十日の

法務委員会の開催に当たり、共謀罪について、全

ての審議日程に法務省林眞琴刑事局長が常に政府

参考人として登録され答弁をするという包括議決

を強行に採決してしまつたのです。(発言する者

あり)

○議長(伊達忠二君) 静粛に願います。

○真山勇一君(続) これは憲政史上例を見ない暴
挙です。この決定は参議院規則にも違反するもの
であり、その根拠を申し上げます。

参議院規則第四十二条の二には、政府に対する

委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副

大臣若しくは大臣政務官に対して行うと書かれて

います。質問者は、官僚ではなく、大臣、副大

臣、政務官に対して質疑をすることが大原則で

す。

また、四十二条の三には、行政に関する細目的

又は技術的事項について審査又は調査を行う場合

において、必要があると認めるときには、政府参

考人の出席を求め、その説明を聴くと明記されて

いるんです。仮に政府参考人の出席を求めるに

しても、それが許されるのは細目的又は技術的事項

についてのみであり、法案提出の理由や法案の意

義などを官僚が答弁するのは明白な越権行為では

ないでしょうか。

そもそも、憲法第六十三条には、答弁又は説明

のため国務大臣の出席が求められたときは、出席

しなければならないという義務が明記されていま

す。憲法が採用する議院内閣制の下では、内閣の

構成員である国務大臣が提出法案について国会で

説明することは当然の職務であり、義務です。

また、平成十一年の国会審議活性化法で政府委

員制度が廃止されたのは、直接国民に対して責任

を負うべき国務大臣と議員との政策的な議論を主

とするためであり、国会審議の形骸化を防ぐため

なんです。

こうしたことを考えるにつけ、共謀罪法案の中

身について答弁し説明すべきは、林刑事局長では

なく、金田法務大臣でなければならないのは当然

のことです。

にもかかわらず、林刑事局長は政府参考人とし

て常時出席するよう強行的に登録されました。そ

して、金田法務大臣が挙手をし、答弁しようとし

ているのを、事もあろうに、安倍総理大臣と盛山副大臣が、金田大臣を両側から押さえてまで林刑事局長に答弁させるという姿がテレビで繰り返し放映された場面は、まだ目新しく、多くの国民の皆さんの失笑を買う事態を招いたのではないかと思います。このようなことが秋野委員長の本意であつたとは、私には信じられません。しかし、こうして厳正であるべき参議院法務委員会の審議が委員長の強行的な運営によつて本来あるべき姿から懸け離れてしまったことは、紛れもない事実なのです。

もちろん、私たちも林刑事局長に質問すべき細目的、技術的事項があれば、きちんと林刑事局長の出席を求めて、答弁を要求しています。先月、民法改正案の審議の最終盤、覚えておられると思います、私たちの会派の小川敏夫議員は、法務省の小川民事局長の出席を求めた上で、細目的、技術的事項を含む多岐にわたる質問を連続二時間半にわたつて徹底的に小川局長に対して行いました。

私たちは、林刑事局長にも同様に、質問すべき事柄があれば、その都度、政府参考人として出席を求めて、きちんと答弁を求めるつもりです。しかし、その必要があるかどうかは質問者が考え、要求することであり、委員長ではありません。共謀罪の第一回目の審議が始まる前に、なぜ林刑事局長の常時登録が必要だと判断できるのでしょうか。

秋野委員長は医師でもあります。ある日のこと、委員会が始まる前のひととき、こんな場面があつたのを私は覚えています。腰痛や高血圧など、国会議員の皆さんにもありがちな病気の悩みの話になったときのことです。委員長は、いつもの穏やかな表情で、とても分かりやすく明快に的確な治療法や対応策の仕方を話してくださいました。このとき以来、実のところ私は、秋野委員長は名医だと思っています。

法案の最初の委員会審議の冒頭で政府参考人の常時登録を議決したことは、あたかも診察もせずじやうか。委員長、こんなやぶ医者みたいなことをやつてはいけません。

私は、再三にわたつてこの包括議決を撤回していただきたいと秋野委員長に申し入れてきましたが、受け入れられることはありませんでした。徹底審議を行うこと、これが会期末を控えた今、私たちがやらなければならないことです。

委員長、一体何があつたんでしょうか。もし仮に、秋野委員長ですら政権の意向をそんたくせざるを得ないような圧力が働いているのだとしたら、日本国民としてはこれほど腹立たしく悲しいことはありません。

参議院における共謀罪の審議をめぐつては論点がよくよく明確になつてきているのに、政権側の横暴さはむしろ加速し始めています。安倍総理は、ラジオ番組で、国会における私たちの法案審議について、不安を広げる議論を延々しているなど、まるで言いがかりのような許し難い発言をしました。そんなことはありません。逆に、今回の法案には一般の方々も不安に思われても仕方がないような条文が多々あるからこそ、それを一つ一つ問いただしているのです。法案の中身について広く国民に知ってもらい、国民の理解を深めていくことが国会の役割であり、それに応じるのが内閣の義務、安倍総理の務めではないでしょうか。

大切な議論を小ばかにするような総理の言葉は、国会軽視、いや国会無視も甚だしいことです。人々が不安にならざるを得ない欠陥法案を出したのは安倍内閣ではないですか。たとえ野党から求められなくなつて、法案に対する疑問や懸念を明快な言葉で解消していくのが安倍政権の義務ではありませんか。議論を求めている野党が悪いなどという印象操作は、国会議員の質問権を妨害する大変な弾圧行為です。

疑念や懸念を抱いているのは日本国民だけではなくありません。国連特別報告者のカンナタチ氏は重大な疑念と懸念を公開の場で提起しています。政府は、TOC条約締結を共謀罪法案の立法事実、法律を作る根拠に挙げています。国連の権威を利用して法案の成立を図ろうというなら、この法案の疑念や懸念について、まず国連に対して誠実かつ丁寧に説明してこれを解消すべきでしょう。

また、政府は、法案への懸念を表明したカンナタチ氏に対して回答すると委員会に発言しています。それならば、回答の期限を明確にし、そしてその回答の内容を踏まえて審議をしない限り採決は行わないというのが当たり前の話ではないでしょうか。こうした当たり前のことを私たち野党は再三にわたつて求めてきましたが、今に至るも誠実な答えは何一ついただけておりません。

私たちはこの共謀罪法案の徹底的な審議を求めています。衆議院では三十時間の審議時間でしたが、良識の府たる参議院では三十時間をはるかに超えた審議でもよいくらいだと私は個人的に考えています。この法案は、憲法十九条に規定する思想及び良心の自由、つまり内心の自由を侵害する違憲無効の疑いが濃く大変重要な法案です。だからこそ、通り一遍の審議で成立させてしまつては、国民の皆さんに対して私たちは申し訳が立ちません。

政府・与党も、この法案が合憲で安全なものとの自信があるのなら、どうぞ徹底した審議に応じてください。そして、これだけ重要な法案であるからこそ、その審議は議会のルールにのっとり、賛成派も反対派も納得できる形で慎重に行うことが大原則ではないでしょうか。

しかし、秋野委員長は、初回の委員会審議の冒頭で包括議決をやつてしまい、昨日六日の委員会をも職権で強行に開催しようとした。

このところの世論調査では、共謀罪に対する反対が賛成を上回りつつあり、八割近い方が政府の説明は不十分と言っているんです。また、森友学

園疑惑、加計学園疑惑の問題についても国民の不信と不満が広がり、こちらも国民の七割以上の方が政府の説明は十分ではないと言っています。それなのに、とにかくにも強引に委員会を開催してしまい、政府・与党が勝手に決めた審議時間が消化できたからといって、はい、これでおしまいとばかり国会を開会するつもりなんではないでしょうか。そんな国民軽視、国会無視の姿勢は断じて許し難いことです。

こうしたことがまかり通つてしまふのは、安倍政権はやはり常軌を逸しているとしたか言いようがありません。そして、そんな政権の手先となり言いなりになつてしまつたかのような秋野委員長に私たちは失望し、じくじたる思いでこの解任決議案を提出しました。与党、特に公明党の皆さんの中には、日本の立憲主義、民主主義の未来を憂える方も数多くおられること、承知しております。

果たして国会は、とりわけ良識の府である参議院の在り方はこれでいいのかと、いま一度、真剣熟慮の上で、この解任決議案への賛否を決めようではありませんか。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。山下雄平君。

(山下雄平君登壇、拍手)

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。私は、自民・公明を代表して、ただいま議題となりました法務委員長秋野公造君解任決議案に対し、怒りを持って断固反対の立場から討論いたします。

私が今抱えている怒りは、民進党の法務委員会のメンバーに対してではなく、温厚、沈着、懐深い秋野委員長の下、与野党で建設的な理事会、委員会が行われていたにもかかわらず、現場の実態を知らないとなたが唐突に解任決議案を提出すると判断されたことに對してです。

以下、この解任決議案がいかに理にかなっていないかを具体的に説明してまいります。

法務委員会で審議している組織的犯罪処罰法改正案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、いわゆるT.O.C条約の締結に不可欠な国内の担保法案です。T.O.C条約に参加している国々が合意罪又は参加罪を国内で立法化していることは、法案に反対の立場の参考人の方々の質疑でも明らかにされました。日本がT.O.C条約加盟国と共同した取組ができていないことは、我が国が国際組織犯罪対策の抜け穴となってしまうという事です。丁寧かつ充実した審議を重ね、一日も早くこの法案を成立させるべきです。

充実した審議の観点から見れば、捜査、公判の実務や法令の解釈に精通した法務省刑事局長に出席を求め、答弁させることは当然です。しかし、一部野党の方々は、これを暴挙と言います。丁寧かつ分かりやすい審議をし、また、細目的、技術的事項について人権保障の観点から刑事罰の厳格な適用の要件を明らかにする必要があります。その必要性を解任決議案の提出の方々に理解されないことは残念です。

また、委員会運営手続上も瑕疵はありません。先ほど、真山理事も触れられましたが、参議院規則第四十二条の三に、委員会は、必要があるときは、政府参考人の出席を求めることができることあり、参議院委員会先例二四九に、出席要求は、委員会において議決し、委員長からこれを行うとあることに基づき、議決したものです。

秋野委員長は、政治家になられる前から、医師として、行政マンとして、弱い立場の方、困っている方に寄り添い、汗をかいてこられました。法務委員長としても、少数会派の方々の主張に耳を傾け、野党の審議時間を十分確保し、中立公正な運営に尽力されてきました。さきの民法改正案の委員会採決が整然と行われたのは、秋野委員長の丁寧な運営のたまものだと思います。

本法律案の審議でも、秋野委員長は、理事会、

平成二十九年六月七日 参議院会議録第二十号

委員会を丁寧な運営されてこられました。昨日の委員会を立てめぐつても、月曜日の理事会で一時間にわたり与野党の意見を聞かれました。野党の方から、参議院は審議を深めるべきだといった発言があったため、私が、意見の相違点は残っているが、野党の皆さんも審議は必要との立場なので定例日に審議をしないことはおかしい、委員長におまといいたきたいと、委員長に判断を仰ぎました。私が委員長に水を向けた際、どなたからも反論はありませんでした。

委員長の判断後に民進党の理事の方が退席されたのは非常に唐突でした。にもかかわらず、秋野委員長は退席した理事にも配慮し、委員会の質問時間の配分を決められ、野党の方からも感謝されていきました。議論の必要性を理解しておきながら、定例日の委員会開催を決めた委員長に対して解任決議案を出すことは、暴挙以外の何物でもありません。秋野委員長は、尊敬されこそすれ、批判されるいわれは全くありません。

ラジオでの安倍総理の発言が問題だから審議に応じないとおっしゃいました。しかし、共産党の先生は、総理発言を決算委員会で追及されました。問題だと考えるのであれば、審議拒否するのではなく、委員会で堂々とその主張をされるべきではないでしょうか。なぜ共産党の先生がやっておられるのに、民進党の方々はできないのでしょうか。

私は、法務委員会の民進党の方々が解任決議案の提出を主導されたとは思っていません。理事会、委員会のメンバーは、立場の違いこそあれ、建設的な審議、運営に尽力してきました。だからこそ、唐突極まりない理事会での退席、解任決議案の提出は、現場のことをよく分かっていない方が案を練られたのではないかと考えています。現場の空気を感ぜ取られていない判断に民進党の委員会メンバーも戸惑いを隠せていないというのが私の率直な印象です。

秋野委員長の運営、判断は、法案の審議を充実

法務委員長秋野公造君解任決議案

させるため、その職責を全うすべく適正に行われたものであり、委員長解任に値するという主張は断じて退けるべきです。野党の皆さんは、充実した審議、政府の丁寧な説明を求めておられます。この解任決議案が否決された場合は、明日の定例日から充実した審議に臨もうではありませんか。

万が一にも、報道で取り沙汰されているような問責決議案の提出などで更に審議を止めることはいらないと思いますが、仮にそのようなことをした場合、充実した審議を求めているのは形だけで、本音は日程闘争しているだけということを示すことになると思います。私の反対討論とします。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(伊達忠一君) 小西洋之君。
(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。

私は、会派を代表して、本解任決議案に対し、断固賛成の立場から討論を行います。冒頭、秋野委員長におかれましては、社会保障の専門家として、この良識の府を舞台に、憲法の生存権の具現化のため格別の取組をなされてきたそのお姿に、私も一後輩議員として深い尊敬の念を抱くものでございます。

しかし、憲法と国会法が定める法務委員長のこの上なく重大な職責に照らし、首相官邸及び自民党に言われるがままの職権濫用の有様は、立法院の存立そのものを否定し、国民の自由と尊厳を著しく侵害する違憲立法を主導する暴挙として、以下、心を鬼にして、断固厳しく問責を申し上げます。

秋野委員長が解任されるべき理由の第一は、委員長がそんたくを通り越した首相官邸の指示、すなわち総理の御意向に従って、憲法及び国会法令に違反する政府参考人出席を強行したことであり、

衆議院ですら、当初は開催日ごとの強行採決の

暴挙であったのに、秋野委員長は、あろうことか、この良識の府において、我々国会議員の大臣質問権をなきものにする刑事局長の常時出席を法案審議の初日の会議の冒頭から、いきなり強行採決したのであります。

これは、秋野委員長による安倍総理という絶対権力者へのそんたくによるものだったのでしようか。いいえ、答えは明白でございます。加計学園や森友学園問題、さらには、強行採決の前日に被害者の告発会見がなされた総理のお友達記者の犯罪捜査への介入疑惑など、安倍政権をめぐる重大極まりない違法行為疑惑への国民の怒りが一層大きく燃え盛る前に、会期中に何が何でも共謀罪法案を強行採決しろ、そのためには最初から刑事局長を答弁者として審議を強行しろという強固なる安倍総理の御意向に従ったものであります。

これには明確な理由があるのであります。仮に、ある総理大臣が、自分が全責任を持って任命した大臣が、法案審議が一秒もなされていない段階で、法務委員長から、この大臣は答弁能力がない、刑事局長に答弁させるとの本音に基づく無礼千万なる扱いを受けた場合に、これをおとなしく受け入れるわけがないのであります。

さらに、憲法六十六条では、内閣の各大臣は国会に対し連帯して責任を負うとされています。要するに、国会から答弁能力がないとされた法務大臣を擁する内閣は、それ自体で内閣として無能かつ失格なのであります。

このように、自分が任命した大臣が無能と断罪され、さらには、自分の内閣そのものが失格と烙印を押される屈辱を、常日頃レッテル貼りや印象操作にすら人一倍敏感な安倍総理が何の異議も唱えない、例えば、総理大臣の座席から秋野委員長に対し必死になってやじの一つも飛ばさないことは、安倍総理のふだんの委員会室での異常なる振る舞いに照らし、到底理解できないのであります。

そして、この断固とした総理の御意向が国民の目の前でまざまざと示された瞬間が、ございました。

それは、やはり審議の初日、民進党の有田委員の質問に対し、勢いよく手を挙げ、我こそはと答弁しようとした金田大臣を、安倍総理が怒りの表情で力づくで押さえ付け答弁阻止した前代未聞の事件でございませう。申し上げるまでもなく、答弁者の指名は委員長の職権でございませう。ところが、安倍総理が答弁者を刑事局長に強行指定する暴挙に対し、秋野委員長は何らの議事整理権を行使することもなく、まさに総理の御意向に従ってしまったのであります。

解任の第二の賛成理由は、委員長が強行採決へと推し進める共謀罪が、かつての治安維持法が宗教団体やその教祖をも弾圧した悲劇の史実が示すとおり、希代の違憲立法であり、悪法であることであります。

共謀罪法案は、憲法三十一条が求める構成要件の明確性や厳格性において、組織的犯罪集団、実行準備行為、共謀、計画等々の中核概念についてすら、下見と花見の違いが象徴するように、いまだに何が何であるのか国会も国民もさっぱり分からない状態にあります。

そもそも、委員長が行うべき職権行使とは、こうした共謀罪法案の憲法違反の問題、その濫用の危険や一億総監視社会を生み出す危険の解明のために適正審議を実現することにこそあるのであります。

例えば、本法案は、共謀罪の適用犯罪である二百七十七の犯罪のそれぞれについて、その必要性と合理性を詳細に立証した立法事実を値する政府資料が存在せず、この意味でも審議の前提を欠く違憲立法であります。立法事実が提出されない限り審議せずと理事会の討議を主導するのが憲法及び国会法に基づく本来の委員長の職責なのであります。

さて、安倍総理は、こうした違憲立法の真相を

国民に隠蔽するため、今や安倍総理の代名詞である禁じ手を連発しています。それは、加計学園事件ですっかりおなじみとなりました印象操作でございませう。

政府によるこの法案の名称はテロ等準備罪ですが、しかし、二百七十七の犯罪の中でテロ等準備罪との罪名の犯罪は一つもありません。テロという文言すら当初の政府原案には存在しなかったものであります。また、そもそもTOC条約はテロ対策目的ではなく、加盟のために共謀罪を創設した国は二か国しかなく、しかも我が国だけが包括的な共謀罪の創設という究極の逸脱に及んでいるのであります。要するに、東京オリンピックのためにテロ等準備罪が必要だ、なければ開催できないと、国民に押し付けられた印象操作を必死に行っているのが安倍総理本人なのであります。

なお、一昨年の空前絶後の違憲立法である安保法制審議においても、平和安全法制という自衛隊員や国民の尊厳をじゅうりんする印象操作が強行されました。

しかし、法務委員長は、こうした不法ともいえるべき安倍内閣の印象操作を正すどころか、安倍総理のラジオ番組における野党が不安を広げる議論を延々としていると、旨の法務委員会の存立そのものを否定するレッテル貼り、印象操作の暴言について、野党理事の抗議を放置し、委員会の職権開催を強行したのであります。

最後に、この法案の濫用の危険について申し上げます。

共謀罪は安倍政権の下で必ず濫用される、それは火を見るより明らかな真実であります。

安倍総理は五日の決算委員会、加計学園の獣医学部新設について、総理は関与できない仕組みになっている、国家戦略特区諮問会議でしっかりと議論がなされ、そこで決まる、介入する余地はないとの旨を述べています。しかし、この諮問会議の議長はほかならぬ安倍総理であり、そして、五十二年ぶりに解禁した学部新設を事実上加計学

園のみに独占させた内閣府、文科省の共同告示を発出した担当大臣は、内閣府所管大臣たる安倍総理本人なのであります。要するに、加計学園の獣医学部新設は、法制的には安倍総理ただ一人のみが独占する内閣総理大臣の職務権限に基づき行われたものであります。

さらに、安倍内閣は、自らの責任で任命した文科省前事務次官が本物であると証言する総理の御意向等を示した文書について、誰かが勝手に作ったもの、行政文書にも当たらない怪文書だとの旨を主張しています。

このような、まさに黒を白と言いくるめる類いの法制度の濫用解釈を乱発する行政府に対し、何ゆえに委員長は法案審議を強行されるのでしょうか。ひょっとして、首相官邸においては、早速この共謀罪を使った言論封殺の意図があるのではないのでしょうか。

実は、民進党や報道機関が入手した官邸の最高レベルとの文書の配信メール、すなわちメールの送受信欄と同名同姓の職員が現在在籍することが確認されているメールですが、もしこれが安倍内閣の主張どおり出所不明等の文書、すなわち文科省の職員の作成した文書でもなく行政文書でもないといわれるのであれば、何と、その民進党への提供などが、共謀罪法案に明記された偽造公文書行使等の犯罪に該当すると解されるのであります。

すると、前事務次官の告発にあるように、公平公正であるべき行政の在り方がゆがめられた、すなわち違法行為による法の支配の破壊に対して、憲法十五条に定める全体の奉仕者たる公務員の良心に照らし信念を持って立ち上がった文科省の現職員や前事務次官に対し、これまで総理の御意向に肅々と従って獣医学部新設に励んでいたお役所たる団体、あるいはその肅たる担当職員などの集団たる団体であったのに、突如その団体の性質が一変したとして、これを違法な組織的犯罪集団であるとレッテルを貼り付け共謀罪を適用する、あるいはその適用を威嚇することもできる

のであります。

共謀罪は必ず濫用される。

国家権力最大の発動である戦争を禁止した憲法九条すら、法理論も何もない昭和四十七年政府見解の恣意的な読替えという非科学的な不正行為で解釈変更を強行し、そして他の憲法や法律の条文を濫用解釈し、さらには森友、加計学園問題等々を引き起こしている組織的憲法違反集団であり組織的法令濫用集団である安倍内閣が、自らの権力を何が何でも維持するため手に入れた共謀罪を濫用しないわけがない。

その危険を国民に訴え、断固共謀罪を廃案に追い込むために会派を挙げて全力で闘う決意を申し上げ、法務委員長解任の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 東徹君。

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、法務委員長秋野公造君解任決議案について、反対の立場から討論を行います。

私は、今の国会運営の在り方そのものに問題があると考えます。

現在の国会運営の在り方は、野党になればとにかく審議を遅らせる、遅らせるこそが野党の仕事になつており、これは自民党の野党時代もそうであったと聞いております。この点は自民党にも反省してほしいところです。また、民進党の国会運営の在り方は、日程闘争ありきで、審議を遅らせることが目的となつており、これでは重要な法案を審議することができません。

ましてや、何でも全会一致、全会一致と言っていると物事は何も決まりません。もちろん、全会一致が望ましいことは分かりますが、国会議員が議論すべき重要な課題には、賛成、反対共に様々な意見があることはほとんどであり、このように全会一致が難しい場合は多数決で決めていかな

てはなりません。これは民主主義の原則です。多数決で物事を決めるという民主主義の原則がある以上、自らの意思が通らないことが嫌であれば、選挙で過半数を取るしかありません。

以上は当たり前のことでありますが、国会運営の在り方に對し、まずは一言申し上げさせていただきます。

二〇〇一年に米国で起きた九・一一テロ以降、テロの脅威は日に日に増しており、最近でも、マンチエスターでのテロに続き、今月に入つてロンドンやメルボルンなど、世界各地でテロリストによる悲惨な事件が続いています。国家の最大の責務は国民の生命を守ることであり、そのために必要な対策を迅速に行つていくことが求められています。

現在、法務委員会が審議している組織的犯罪処罰法改正案は、テロ等準備罪の創設など我が国がT O C条約を締結するために不可欠なものであり、テロを始め重大な組織犯罪を未然に防止するために必要なものと考えます。また、我が党は、衆議院において自民党、公明党と、取調べの可視化など重大な組織犯罪の抑止を図りつつ人権の保護を図るための法案修正を行いました。これは、冤罪や自白偏重の捜査の防止につながり、国民の不安を払拭するものであると考えています。

しかしながら、議論すべき点はまだまだあります。一般人が対象になるかどうかという専ら一般人の定義の仕方に関わる表現上の問題ではなく、真にテロ等準備罪の対象となる人の範囲などテロ等準備罪自体に関わる論点や、還付金詐欺などの組織犯罪対策の在り方、ドイツを始め海外法制との比較など、この法案についての議論すべき点はまだまだ残っています。

昨日のように委員長解任決議案を委員会審議の前に出せば、その日は全く審議されないまま無駄に時間が費やされてしまいます。このやり方は、審議拒否そのものであるとしか言いようがありません。審議拒否は許されません。この法案の後に

は、刑法の改正案という性犯罪に対する罰則を強化する重要な法案の審議も待ち構えており、審議を遅らせることはできません。

会期末が近づけば、委員長の解任決議案や大臣の問責決議案が出されます。これは既に恒例行事になっており、もはや誰も驚きはしませんし、ただあきらめるばかりではありません。もういいかげんこの手法には国民も飽きがきておりますので、やり方を検討することをお勧めします。またこの次に法務大臣の問責決議案が出される場合には、同じ討論になりますので、時間が無駄になりますから、次回は討論もしたくありません。

国会の会期も、残すところあと十日ほどしかありません。法案への賛否は別として、しっかりと審議を行う必要があります。テロ等準備罪も遅らせることなく、そして性犯罪の罰則強化など刑法改正案も早期に成立させるべき重要な法案であることを申し上げて、法務委員長解任決議案の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊達忠一君) 仁比聡平君

(仁比聡平君登壇、拍手)

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました法務委員長秋野公造君解任決議案に賛成の討論を行います。

その最大の理由は、安倍政権が憲法違反の共謀罪法案を何故でも押し通そうとする下で、法務委員長が、徹底審議に求められる重要問題を脇に置いて、結局、政府・与党言いなりにその職権を行使しているからであります。

先週の北海道新聞の世論調査で、共謀罪反対の声は前月から一四ポイント増えて五九%と、賛成三四%を大きく上回り、特に四十代、三十代以下の若い世代で急増していることがはっきりしました。内閣支持率は一二ポイント急落し、四一%です。説明不十分との声は八五%に達し、自民党支持層でも六八%、公明党支持層の八六%が今国会にこだわらず慎重に議論すべきとの声を上げてい

るのです。

その後の全国調査でもいよいよ広がっているこうした国民の不安や批判に正面から応えて、法案の持つ重大な危険性、それをこまかそうとする政府答弁の矛盾や詭弁を徹底してはつきりさせることが法務委員会の任務であり、政府の説明できない法案を断じて通してはならないのであります。共謀罪法案は廃案にするほかありません。

法務委員長が、国会法と参議院規則に反し、質問者の要求なしに法務省刑事局長を常時出席させ、憲法上の大臣の答弁責任を踏みこむ包括議決を強行し、総理ラジオ発言の撤回、国連特別報告者書簡への回答と提出、徹底審議の上で重要な野党、とりわけ反対会派、少数会派の質問時間の十分な確保を求める野党の反対を押し切つて委員会の職権開催を決めた責任は、極めて重いと言わ

べきであります。当の政府の責任者である総理は、六月四日放送のラジオ番組で、法案の国会審議について、野党の議論はまさに攻撃をするために不安をあおっているにすぎない、不安を広げるための議論を延々としているんだらうと思えますねなどと、口を極めて議員の質問と国会審議の意味を否定する重大発言を行いました。不安を広げるばかりの答弁を繰り返してきたのは政府の方ではありませんか。

それは、法案の正体が、何を考え、合意、計画したか、内心に限りなく踏み込んで捜査、処罰しようとする、紛れもない憲法違反の共謀罪だからであります。丁寧な説明どころか、既に破綻した答弁をぐるぐる繰り返すばかりで、ごまかし押し通そうとする恥を知らない強権ぶりに国民の不信と怒りが募っています。

総理が不安を広げるための議論と切り捨てた、一つ、内心に踏み込む捜査や処罰が行われるのではないかと、二つ、一般人が捜査や処罰の対象となるのではないかと、三つ、民主主義の根幹に重大な萎縮をもたらす監視社会になるのではないかと、この大問題は、国民の不安、専門家の指摘の焦点で

す。先週始まったばかりの参議院審議、二回の定例日だけでも、新たな重大問題が次々と明らかになっています。

金田法務大臣は、先週の本会議で初めて、環境保護団体や人権保護団体が隠れみのなら共謀罪と答弁しました。衆議院では全く述べてこなかった重大問題です。委員会で政府は、その団体の活動実態、組織構造を解明していくと言ひ、〇〇マンション建設を考える会とか米軍基地強化反対の〇〇住民の会も共謀罪で処罰され得ることを否定していません。隠れみののどこか、どうやって見極めるのか。

現に大問題になっている岐阜県警大垣署事件では、住民は中部電力子会社の風力発電施設建設をめぐる勉強会を開いただけなのに、警察は、その住民の機微なプライバシーをひそかに収集し、事業者にこっそり提供して、住民運動をどう潰すかと相談し、それを一貫して通常業務の一環だと正当化してきました。警察は、戦後も、犯罪の未然防止や任意捜査の名で、犯罪と無縁の市民の人権、プライバシーを秘密裏に深く侵害する活動を行い続け、それに今も全く無反省なのです。その警察組織が、住民運動は隠れみのではないかと情報収集を行い、その中で共謀罪の嫌疑を抱けば捜査に移行する、公安情報収集活動と犯罪捜査を連続して行うことが僅かな審議でもはつきりしました。一変にせよ隠れみののせよ、労働組合や市民団体も処罰対象にされ得るのです。

大垣事件で監視された四人の方々は今なぜ情報収集の対象にされたのか。国家公安委員長は、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから答弁は差し控えると言っています。極めて重大です。犯罪と無縁の国民が、警察のさじ加減一つでプライバシーをひそかに侵害され、なぜ調査対象になったかも分からないまま深く傷つけられる重大な危険があります。法案のどこにそうはならないという明確な保証がありますか。どこにもあ

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

りません。政府が一点の曇りもなく答弁できない限り、到底審議は尽くされないのです。

政府は、主体を組織的犯罪集団に限定したから一般人が対象となることはあり得ないと繰り返します。しかし、法文上、組織的犯罪集団の構成員でなくとも共謀罪、計画罪は成立することが参考人の松宮孝明教授によって明らかとなり、民進党小川議員の質問に、法務省もこれを認めています。

共謀罪の主体は、組織的犯罪集団の構成員には限定されません。これまでの政府の説明は全てごまかしだったのです。それをまだ言い繕おうと、法務大臣は、今度は組織的犯罪集団と関わり合いがある周辺者と言い始め、一層支離滅裂を深めています。しかも、政府は、自民党古川法務部会長の、組織的犯罪処罰法という団体の定義と法案にいう組織的犯罪集団の定義の関係を問う質問にさえ答弁できないでいます。

同僚議員の皆さん、これは、法案そのものが憲法で定められる刑法としての明確性を決定的に欠いていることのアカシです。松宮教授は、言葉自体からは何でも取れるような法律を作れば、それは濫用の危険がある、濫用の懸念があるものを立法段階でチェックせずにそのまま通してしまつたら、それは必ず濫用がされまうと厳しく批判しましたが、そのとおりであります。そんな立法をしては絶対にならない、その重責を法務委員長は深く肝に銘じなければなりません。

法案の不明確性が法執行機関の前近代的な秘密体質と結びついて深刻なプライバシー侵害が引き起こされる、そのことをケナタツチ国連特別報告者の公開書簡は指摘しています。国連T.O.C条約の締結のためと言いながら、国際社会から批判されたら、独立した専門家としての特別報告者の権限もわきまえず、日本が国連人権理事会理事国になるに当たつての特別報告者との建設的な対話の実現のために今後もしっかりと協力していくとい

法務委員長秋野公造君解任決議案 平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年政府関係機関決算書外二件
う誓約も投げ捨てて、感情的に非難する安倍政権の姿は異様です。

自分の意に沿わない真実の証言や道理に立つた批判は、国内においても、そして国際社会に対しても、敵視し、けなし、封殺しようとする、そのような態度が通用するはずありません。

政府・与党は、国際ペン会長の、私たちは日本国民の基本的な自由を深く侵害することとなる立法に反対するよう国会に対し強く求めると異例の警鐘を鳴らした声明を深く受け止めるべきであります。

ケナタツチ公開書簡に回答しなければならぬことは、政府も認めています。速やかに回答し、それを法務委員会に示させることは、審議の土台にほかなりません。

西田自民党筆頭理事は、昨日、記者団に対して、参院の委員数は衆院の半分だから、衆院と同じ時間審議すれば参院では衆院の倍やったことになる」と述べましたが、参院ではその半分で審議時間は十分確保したことになると言わなければかりの態度は、言語道断と言わなければなりません。衆議院では、法案自体が持つ重大問題が解明されないまま、極めて乱暴な強行採決が行われました。その審議時間が目安になるはずありません。この参議院でこそ徹底審議を尽くし、法案を廃案にすべきであります。

共謀罪法案は断固廃案、加計学園疑惑にも問答無用で逃げ切ろうとする安倍政権退陣に全力を尽くす決意を表明して、解任決議に賛成の討論を終わります。(拍手)
○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたことの要求が提出されておりま

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕
○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 二百四十票
白色票 七十三票
青色票 百六十七票
よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(伊達忠一君) 日程第一 平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書

日程第二 平成二十七年国府財産増減及び現在額総計算書
日程第三 平成二十七年国府財産無償貸付状況総計算書
以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長岡田君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕
〔岡田君登壇、拍手〕
○岡田君 ただいま議題となりました平成二十七年決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十七年決算外二件は、昨年十一月二十八日の本会議において、財務大臣から概要の報告を聴取いたしておりますので、その内容につきまして、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立つて審査を行つてまいりました。

まず、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑を行った後、全六回に及ぶ省庁別の審査など、合計九回の審査を行い、基礎的財政収支の黒字化の見通しと債務残高の縮減に向けた取組、各府省等が保有する研修施設の低調な利用状況、復興関連基金等における余剰金の有効活用必要性、政府共通プラットフォームへの政府情報システムの不十分な移行状況、森友学園に係る国有地売却や公文書管理の在り方、認可外保育施設に対する不十分な立入調査の現状、漁港施設における不適切な維持管理の改善、会計検査院による指摘事項の他省庁への水平展開の必要性など、行財政全般について熱心な論議が交わされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
なお、本年二月十六日から十七日にかけて、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情を調査し、もつて平成二十七年決算外二件の審査に資するため、宮崎県、鹿児島県及び熊本県に委員派遣を行いました。

六月五日、質疑を終局し、委員長より、平成二十七年年度決算について本会議で議決すべき議決案及び十項目から成る内閣及び最高裁判所に対する措置要求決議案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 内閣官房及び内閣府本府において、組織の新設・統廃合に伴う物品検査が適切に行われておらず、五十万円以上の機械等の重要物品が物品管理簿等に記録されているにもかかわらず、現物が確認できない事態などにより、平成二十六年度末の重要物品二百八十四個六十九億円分の管理が不適切な状態になっていたことが、会計検査院に指摘されたことは、遺憾である。

政府は、物品を適切に管理する連絡体制を整備するなど再発防止を徹底するとともに、電子タグの導入について検討を行うなど、物品を適正かつ効率的に管理するよう万全を期すべきである。

2 東日本大震災に係る復旧工事等に関し、東日本高速道路株式会社が平成二十三年七月以降に発注した複数の舗装災害復旧工事において、入札参加業者に対する排除措置命令等が採られ、関係者が刑事責任を問われる事態となったほか、地方公共団体等が発注した施設園芸用施設の建設工事においても、工事業者に対する排除措置命令等が採られる事態となったことは、遺憾である。

政府は、談合が繰り返し行われている事態を重く受け止め、関係機関における綱紀粛正と事業の適正な執行を一層図るとともに、監督体制を強化するなど再発防止に万全を期すべきである。

3 政府開発援助(ODA)事業については、平成二十年の贈収賄事件を始めとする不正事案が相次ぎ、二十六年六月に本院が警告決議により是正を促し、不正腐敗防止対策が講じられたにもかかわらず、その後も、バングラデシュ、パル等において、受注企業による過大請求など、不正行為が繰り返されていることは、極めて遺憾である。

政府は、再発防止策を講じた後も不正事案が後を絶たないことを重く受け止め、執行監視体制の厳格化や不正に関与した企業に対する罰則強化、相手国政府との連携強化を行うことなどにより、更なる再発防止策を講ずべきである。

4 文部科学省職員の再就職に関して、歴代事務次官等の幹部職員や人事課職員が関与した組織的な再就職のあっせん等が行われ、六十二件の国家公務員法に違反する行為が確認されたことは、極めて遺憾である。

政府は、組織的な規制違反により国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、文部科学省において硬直化した人事慣行や組織体制を見直すなど抜本的な再発防止策を検討するとともに、全府省において同様の事案がないか徹底的な調査を行い、再就職等規制の実効性を確保すべきである。

5 独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)及びスポーツ団体の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も、JSC、日本オリリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会にそれぞれ加盟するスポーツ団体において、不適正な会計経理が相次いでいることは、遺憾である。

政府は、JSC及び複数のスポーツ団体において依然として不適正な会計経理が行われていることを重く受け止め、JSCの業務体制を改善させるとともに、スポーツ団体にお

ける不正防止体制の整備状況を調査し、ガバナンス強化を一層促すなど、不適正な会計経理の防止に万全を期すべきである。

6 株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の危機対応業務において、顧客から受領した資料の改ざん等により、全国三十五支店で百九十八億円に上る不正な融資が行われていたこと、内部監査で不正の一部が発覚したにもかかわらず、隠蔽されていたことは、極めて遺憾である。

政府は、危機対応業務における不正行為が、過去数年にわたり組織的に行われていた事態を重く受け止め、全容解明を早急に行わせ、商工中金に対する指導監督の強化など再発防止を徹底し、融資を適切に実行させるべきである。

7 福島県内において実施された放射性物質の除染事業をめぐる、環境省福島環境再生事務所の職員が下請受注の便宜を図った疑いにより収賄罪で起訴されたこと、除染廃棄物の不法埋設事案等が明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、復旧・復興事業において違法行為が行われたことを重く受け止め、事態の発生要因の解明を十分に行うとともに、職員への倫理指導の徹底、組織管理体制の見直し、共同企業体等への監督強化を図ることなどにより、再発を防止し、除染事業を適切に実施すべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論の後、採決の結果、平成二十七年年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提出案のとおり警告すべきものと議決され、また、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定

し、次いで、平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

なお、同日、国会法第百五条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行いました。検査項目は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について及び東京オリリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等についてであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 民進党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表して、平成二十七年年度決算に反対、平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書に反対、無償貸付状況総計算書に反対、内閣に対する警告案等に賛成の立場から討論を行います。

まず、本題に入る前に、文部科学省における天下り問題、内閣府及び財務省等における不適切な国有財産の売却、いわゆる森友学園問題や、国家戦略特区における獣医学部開設に係る不適切な手続、いわゆる加計学園問題について一言申し上げます。

我々民進党は、今国会において、文部科学省において組織的に行われていた天下りのあっせんについて厳しく指摘をし、また、大阪府豊中市における国有財産の売却や、愛媛県今治市における国家戦略特区制度に基づく獣医学部新設の認可に関して、事実の究明を政府に強く求めてまいりました。

共通するのは、決してスキャンダルなどではなく、税金の使われ方や行政組織の在り方、公文書の取扱いの問題であります。行政に対する国民の信頼を得るためには、事実関係を明らかにし、問題点を見直し、次年度以降の政策に反映させるこ

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

とにより効率的、効果的な行政運営を行うこと、そして何より公正であることであります。

しかし、安倍内閣は、自らの都合により真実を明らかにしようとしません。総理は、疑惑の証明責任は野党にある旨の発言を繰り返され、我々はそれを証明するために関係者の証人喚問や関係文書、メールの真贋調査を求め続けているにもかかわらず、政府・与党は拒否し続けています。すぐに行うことができることです。何を恐れているのでしょうか。そのような態度を直ちに改めることを強く求めます。

それでは、以下、平成二十七年年度決算に反対する理由を申し述べます。

第一の反対理由は、長期債務増加の抑制に対して何ら有効な手だてを講じることができていない点についてであります。

平成二十七年年度一般会計予算においては、将来の租税を償還財源とする普通国債が前年度末に比べ三十一・三兆円増加し八百兆円を上回っており、その増加に全く歯止めが掛かっておりません。

安倍内閣は、本年に入り、財政健全化計画を見直し、平成三十二年度におけるプライマリーバランスの対GDP比黒字化目標の一方で、公債等残高の対GDP比の削減も重視すべきとの考え方を示し始めています。

内閣府が本年一月に公表した中長期の経済財政に関する試算によると、非常に楽観的な前提に基づいた経済再生ケースであっても、平成三十二年のプライマリーバランスの対GDP比の黒字化達成は不可能とされています。これは、安倍内閣による財政健全化の取組が全く不十分であることの証左と言えます。

第二の反対理由は、歳出項目の硬直化により、弾力的な政策運営ができていない点についてです。

我が国は、世界でも類を見ない少子高齢化の進展と膨れ上がる長期債務という二つの大きな危機

平成二十七年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年年度国税収納金整理資金受払計

に直面しており、それに伴い、社会保障関係費と国債費が歳出及び予算に占める割合も年を追うごとに増加し、行政需要に応じた弾力的な予算配分が困難なものとなっています。

しかし、安倍内閣は、我が国が抱える抜本的な問題に正面から取り組むことを避け、例えば文教及び科学振興費を前年度から二年連続で三千億円削減してきました。安倍内閣が、歳出項目の硬直化により、弾力的な行政運営が困難となっている状況から目を背け、本来優先的に配分すべき予算を大幅に削減している点は問題であり、そのような平成二十七年年度決算を是認することはできません。

第三の反対理由は、安倍内閣による経済政策、いわゆるアベノミクスの失敗が明らかとなった点についてです。

消費税一〇％への引上げ延期を発表した平成二十六年十一月二十一日の記者会見で、安倍総理は、三年で景気を良くすると宣言しました。しかし、平成二十七年年度以降、実質経済成長率はマイナス〇・二％からプラス〇・五％の間で推移しています。消費者物価上昇率二％目標の未達成は言わずもがなで、実質賃金の伸び悩みにより個人消費も低迷したままです。総理の誇る失業率も、景気循環というよりは、団塊世代の一斉退職に伴う人手不足が後押しをしているというのが実態に近いのではないのでしょうか。総理、アベノミクスで税収増二十一兆円というのも、消費税増税分を除けば十一・二兆円、年平均で見れば、民主党政権下での税収増ペースと大差ありません。

このままでは、平成三十一年十月に予定されている消費税引上げがまた延期されるのではないのか、それにより、本来重点的に措置されるべき社会保障や教育への投資がおろそかになるのではないのか、財政健全化に向けた取組が遅れ、後世へのツケが更に大きくなるのではないかと危惧せざるを得ません。

現政権に求められていることは、自らの政策に

過ちがあることを素直に認め、速やかに政権の方針を見直し、国家国民のための政策を実践することです。

以上が、平成二十七年年度決算に反対する理由です。

次に、内閣に対する警告案と措置要求決議案に賛成する理由を述べます。

内閣官房及び内閣府本府においては、組織の新設、統廃合に伴う物品検査が適切に行われていなかったことなどにより、重要物品二百八十四個六十九億円分の管理が不適切な状態になっており、会計検査院から指摘される事態となりました。また、商工中金における危機対応業務においては、全国三十五支店で百九十八億円に上る不正な融資が行われていたこと、内部監査で不正の一部が発覚していたにもかかわらず隠蔽されていたことなどが明らかになりました。

これら不適切な事態を招いた政府に対して遺憾の意を表明するとともに、内閣に対して抜本的な改善措置の実施を強く求める今回の七項目の警告決議案については賛成いたします。

また、措置要求決議の国家戦略特区制度の運用等についての項目で指摘された事業主体の選定理由や経緯等の透明性、公正性を確保するため、これまで具現化した事業の検証を行うとともに、今後認定される事業についても常時点検を促すこと等の十項目の措置要求決議案についても賛成いたします。

なお、本日、民進党は、国家戦略特区の問題点を見直し、公正な制度運用への改善を目的とした国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案を提出いたしますので、速やかな審議を求めます。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等についてなど二項目について、国会法第百五条に基づいて会計検査院に対して会計検査を要請することについても賛成いたしますが、野党から要求のあった「もんじゅ」の

廃炉についての会計検査の要求について、与党の了承が得られなかったことは誠に残念であります。長期にわたり国民の大切な税金を投入した研究開発の成果をしつかりと検証するため、会計検査院による検査を行うことは大切なことだと指摘させていただきます。

以上がそれぞれの理由となりますが、最後に、警告決議案でも取り上げられた商工中金不正問題における第三者委員会の調査報告から、その内容を引用し、紹介をさせていただきます。

誰か一人が、このような処理はおかしい、ステークホルダーに説明が付かない、正直に事実に向き合った上で不祥事に立ち向かうと声を上げていけば、事態は変わった可能性はある。しかし、そのような声を上げる異分子は存在しなかった。その結果、商工中金は、越えてはならない一線を、組織としての明確な決断のないまま、無自覚に踏み越えることとなったとあります。また、報告書は、同質性の空気による組織の無自覚な暴走がどこにでも起こり得る危険性をも指摘しています。

今後、決算重視の参議院として審議を尽くしていく上で、こうしたリスクが現に存在することを認識し、真摯な論議を積み重ねていくことが何より重要であることを改めて訴えさせていただきます。討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(伊達忠一君) 吉良よし子君

(吉良よし子君登壇、拍手)
○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

私は、日本共産党を代表し、二〇一五年度決算と国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対する討論を行います。
本決算には、森友学園の小学校建設国有地取得の不明朗な経過に関する国と森友学園の賃貸契約書、売買契約の交渉記録や補助金交付などが含まれます。

財務省などが安倍総理と夫人の意向をそんたくして、国有地を破格の安値で売却したとしたら重大問題です。政府は、自ら事実関係を明らかにし、疑惑の真相を説明すべきです。しかし、財務省は資料がないの一点張り、与党も総理夫人への証人喚問を現在に至るまで拒否し続けています。このような状況の下で、本決算の是認などあり得ません。これが、反対の第一の理由です。

森友学園だけではありません。加計学園の獣医学部新設計画をめぐる疑惑に対する政府・与党の対応も重大です。総理の意向という圧力により、加計学園にだけ獣医学部の新設を認めるようにしたのではないかとこの疑惑に関して、文部科学省、政府や与党は、この間、明らかにした文書、メールについて怪文書呼ばわりし、確認できない、再調査もしないと言います。そして、文書が本物だと発言した前川前文部科学事務次官に対しては個人攻撃を行いながら、証人喚問には一貫して背を向け続けています。

公平公正であるべき国の行政が総理の意向によってゆがめられている、総理による行政の私物化という重大な疑惑が問われているのです。事は総理の進退にも関わる問題です。政府による隠蔽、幕引きは許すわけにはいきません。関係者の証人喚問並びに資料提出、文書の再調査など、全ての疑惑についての国会と国民に対する説明責任を果たすよう強く求めるものです。

反対の第二の理由は、本決算は、空前の利益を上げ続ける大企業に対して大減税などの優遇策を進める一方で、国民には次々と痛みを押し付けたものだからです。

二〇一五年度予算は、大企業への法人実効税率を二年間で三・二九%引き下げ一・六兆円もの大減税と、研究開発減税などの優遇税制を進めました。その結果、資本金十億円以上の大企業の内部留保は四百兆円を超え、史上最高額となっています。政府は、大企業に減税すれば、賃金や雇用、設備投資などが増え、消費や景気も改善する

と繰り返し説明してきました。しかし、大企業がもうけた利益を賃金にも雇用にも回さず、内部留保としてため込み続けていることは明らかです。

一方、国民の暮らしはどうでしょう。二〇一四年に社会保障のため消費税増税が施行されてから一年後となる二〇一五年度予算では、国と地方を合わせた消費税増税分の大部分は所得税や法人税の減収の穴埋めとされたのみならず、社会保障予算の自然増をばつさり削減しています。

介護報酬の引下げ、介護施設での食費や部屋代の負担増、介護保険利用料の二割負担導入、年金のマクロ経済スライドの発動、七十歳以上の医療費の窓口負担の二倍化、生活保護の生活扶養の基準引下げなど、国民に対して余りに冷酷な仕打ちです。さらに、今国会でも、介護保険利用料を三割負担にするなどの介護保険法改正案が通されました。

このような負担増、給付減の社会保障改悪のオンパレードこそ、消費税の税収分は全て社会保障の充実、安定化に向けてという政府の看板が偽りであったことを示すものではありませんか。再来年の二〇一九年十月からは消費税を一〇%に増税すると言いますが、もはや社会保障の充実のためなどという言い訳は通用しません。企業の利益を優遇し、国民の命や暮らしを切り捨てる決算は、到底是認できません。

反対の第三の理由は、本決算が、史上最大の五兆円もの軍事費により、憲法違反の戦争法の強行とその具体化を推し進めるものになっていることです。

二〇一五年度、政府は憲法違反の安保法制、戦争法を強行成立させました。その間、軍事費は増え続け、二〇一五年度予算では、二〇一四年度補正予算と合わせると五兆円を超えています。それによって、ステルス戦闘機や水陸両用車、イーJス艦を購入し、オスプレイの配備を進め、自衛隊を実質的に海外で戦争できる部隊へと変質させて

います。さらに、南スーダンへの自衛隊派遣費用も、二〇一五年度予算費で手当てされています。政府は、南スーダンでは武力衝突が継続していたにもかかわらず、停戦合意がある、紛争当事者はおらず、派遣五原則が維持されているとして、自衛隊をPKOに派遣してきました。その上、防衛省は、昨年七月の首都ジュバでの大規模な戦闘などの実態を生々しく報告した日報を隠蔽した上、国会で防衛大臣は戦闘を衝突と言い換えて、派遣を継続。昨年十一月には、南スーダンPKOに派遣した自衛隊に、戦争法に基づいて、新たに宿営地の共同防護や駆け付け警護の任務を付与し、武器使用を拡大しました。

今年、国民の厳しい批判の中で、ついに撤収を決めました。危険な実態を隠蔽し、派遣五原則が崩れているにもかかわらずPKOを派遣し続けてきた政府の責任は重大です。こうした自衛隊派遣費用を含み、戦争できる国づくりを進める決算は認めることはできません。

憲法違反の戦争法は即刻廃止を求めます。最後に、安倍総理は、憲法記念日である五月三日に、憲法九条に自衛隊を明記する改憲を行い、二〇二〇年に施行することを明言しました。これは、憲法尊重擁護義務を課されている総理大臣がしてはならない憲法違反の宣言です。

憲法九条一項、二項とは別に、自衛隊を明記するということは、二項の空文化につながり、戦力不保持、交戦権否認をうたう九条を九条でなくしてしまふことになるでしょう。

しかし、国民はどのような改憲を望んでいますか。NHKの世論調査でも、九条の改憲は必要ないという声が五七%に上ります。一方、この間の各世論調査では、内閣支持率が軒並み下落しています。日経電子版では二六・七%と、前回から二五・四ポイントもの大幅下落です。この数字は、森友学園や加計学園などの疑惑に足る一方、国民監視を強める共謀罪は国連からの懸念を

無視して押し通そうとする。果ては、違憲の改憲宣言まで行つて海外で戦争する国づくりを進める安倍政権に対する国民の痛烈な怒りの声の表れです。

私たち日本共産党は、強権、横暴極まりない安倍政権打倒のために、市民と野党と力を合わせる決意を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一の平成二十七年年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。委員長報告のとおり内閣に対し警告することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十
賛成

反対

よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十
賛成

反対

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認することの賛否

について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十
賛成

反対

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行つていくところでありますが、今般七項目にわたる御指摘を受けましたことは、誠に遺憾であります。

これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。（拍手）

○議長（伊達忠一君） 日程第四 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長宇都隆史君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宇都隆史君登壇、拍手〕

○宇都隆史君 ただいま議題となりました日・インド原子力協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とインドとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施、インドにおける再処理等について定めるものであります。

委員会におきましては、四名の参考人から意見を聴取した後、岸田外務大臣に対して質疑を行いました。

質疑の主な内容は、本協定の交渉経緯と締結の意義、NPT体制の枠外にあるインドと原子力協定を締結することの問題性、インドが核実験を行った場合に我が国が協定終了の権利を行使することの確認、インドがいわゆる未臨界実験を行った場合の対応、インドによって濃縮、再処理された核物質等が軍事転用されないことの確認、本協定の締結がパキスタン、北朝鮮等他国に与える影響等であります。詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員、沖縄の風の伊波委員より、それぞれ本協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本協定の締結に当たり、インドが未臨界実験を行ったことが判明する場合には、我が国が本協定を終了させる権利を含む本協定第十四条に

規定する権利を行使することとし、もつてインドに對し、國際の平和と核兵器のない世界の實現に貢獻するよう求めること等を政府に要請する決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君） これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八
賛成

反対

よって、本件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 日程第五 医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長羽生田俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、検体検査の精度管理に係る基準、特定機能病院のガバナンス改革の実効性、医療機関のウェブサイトに對する規制の在り方等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十
賛成 二百四十
反対 〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第六 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小林正夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業の経営の改善発達を促進するため、著しい信用の収縮に對処するための危機関連保証の創設及び特別小口保険等の付保限度額の拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に對する経営の改善発達

の支援の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、信用保証協会と金融機関の連携により、中小企業支援の実効性を高めるための方策、セーフティーネット保証五号の保証割合見直しによる影響と政府の対応、危機関連保証の実効性を確保する必要性、創業関連保証の付保限度額引上げに期待される効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百二十一
反対 十八
よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員 高木 かつり君 杉 久武君
矢倉 克夫君 井原 巧君
片山 大介君 三浦 信祐君
里見 隆治君 小川 克巳君
石井 苗子君 伊藤 孝江君
高瀬 弘美君 熊野 正士君
今井 絵理子君 藤巻 健史君
清水 貴之君 宮崎 勝君
佐々木 さやか君 河野 義博君
平木 大作君 大沼 みづほ君
浅田 均君 儀間 光男君

秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 新妻 秀規君
石井 正弘君 中西 健治君
東 徹君 石井 章君
山本 博司君 長沢 広明君
石川 博崇君 横山 信一君
末松 信介君 野上 浩太郎君
片山虎之助君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 浜田 昌良君
山本 香苗君 谷合 正明君
西田 実仁君 山口 那津男君
魚住 裕一郎君 丸川 珠代君
大野 泰正君 島田 三郎君
滝沢 求君 豊田 俊郎君
馬場 成志君 小野田 紀美君
こやり 隆史君 佐藤 啓君
進藤 金日子君 徳茂 雅之君
自見 はなこ君 朝日 健太郎君
青山 繁晴君 足立 敏之君
和田 政宗君 渡辺 美知太郎君
石田 昌宏君 太田 房江君
北村 経夫君 古賀 友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島村 大君 高野 光二郎君
塚田 一郎君 赤池 誠章君
江島 潔君 渡辺 猛之君
三原 じゅん子君 藤川 政人君
長谷川 岳君 中西 祐介君
牧野 たかお君 水落 敏榮君
磯崎 陽輔君 片山 さつき君
有村 治子君 二之湯 智君
岡田 直樹君 山本 順三君
世耕 弘成君 鶴保 庸介君
衛藤 晟一君 平野 達男君
藤井 基之君 山谷 えり子君
宮沢 洋一君 愛知 治郎君
関口 昌一君 吉田 博美君

三木 亨君	元榮太一郎君
宮島 喜文君	山口 和之君
伊波 洋一君	松川 るい君
中西 哲君	藤本 眞也君
糸数 慶子君	山田 宏君
そのだ修光君	井上 義行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君
吉川ゆうみ君	高橋 克法君
滝波 宏文君	柘植 芳文君
堂故 茂君	中泉 松司君
長峯 誠君	二之湯武史君
羽生田 俊君	高階恵美子君
大家 敏志君	宇都 隆史君
上野 通子君	岩井 茂樹君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
青木 一彦君	松山 政司君
石井 準一君	西田 昌司君
野村 哲郎君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
石井みどり君	橋本 聖子君
中川 雅治君	岡田 広君
金子原二郎君	武見 敬三君
山本 一太君	林 芳正君
柳本 卓治君	木村 義雄君
溝手 顯正君	薬師寺みちよ君
行田 邦子君	木戸口英司君
山本 太郎君	青木 愛君
アノ下才猪木君	松沢 成文君
福島みずほ君	森 ゆうこ君
又市 征治君	山田 修路君
山下 雄平君	森屋 宏君
杉尾 秀哉君	森本 眞治君
磯崎 哲史君	堀井 巖君
舞立 昇治君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	森 まさこ君

山田 俊男君	丸山 和也君
中野 正志君	川田 龍平君
野田 国義君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	古川 俊治君
中山 恭子君	足立 信也君
小林 正夫君	藤田 幸久君
浜野 喜史君	山崎 正昭君
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	山東 昭子君
蓮 舫君	芝 博一君
羽田雄一郎君	伊藤 孝恵君
平山佐知子君	矢田わか子君
山添 拓君	宮沢 由佳君
浜口 誠君	古賀 之士君
武田 良介君	石上 俊雄君
真山 勇一君	小西 洋之君
舟山 康江君	岩淵 友君
徳永 エリ君	難波 樊二君
江崎 孝君	有田 芳生君
田名部匡代君	吉良よし子君
倉林 明子君	相原久美子君
大島九州男君	藤末 健三君
白 眞敷君	那谷屋正義君
紙 智子君	辰巳孝太郎君
大門実紀史君	吉川 沙織君
神本美恵子君	大塚 耕平君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
田村 智子君	井上 哲士君
仁比 聡平君	榛葉賀津也君
小川 敏夫君	小川 勝也君
長浜 博行君	櫻井 充君
鉢呂 吉雄君	柳田 稔君
山下 芳生君	市田 忠義君
小池 晃君	

財務大臣	麻生 太郎君
外務大臣	岸田 文雄君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
経済産業大臣	世耕 弘成君
議長の報告事項	
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
総務委員	
青山 繁晴君	補欠 野上浩太郎君
渡辺美知太郎君	江島 潔君
今井絵理子君	島田 三郎君
小野田紀美君	佐藤 正久君
江島 潔君	補欠 徳茂 雅之君
島田 三郎君	松川 るい君
倉林 明子君	小池 晃君
山添 拓君	大門実紀史君
文教科学委員	
佐藤 正久君	補欠 小野田紀美君
松川 るい君	今井絵理子君
厚生労働委員	
小池 晃君	倉林 明子君
経済産業委員	
野上浩太郎君	補欠 青山 繁晴君
国土交通委員	
大門実紀史君	補欠 山添 拓君

環境委員	
徳茂 雅之君	補欠 渡辺美知太郎君
予算委員	
朝日健太郎君	補欠 古川 俊治君
山田 宏君	西田 昌司君
決算委員	
西田 昌司君	補欠 山田 宏君
古川 俊治君	朝日健太郎君
新妻 秀規君	高瀬 弘美君
古良よし子君	仁比 聡平君
行政監視委員	
高瀬 弘美君	補欠 新妻 秀規君
議院運営委員	
仁比 聡平君	補欠 吉良よし子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
沖縄及び北方問題に関する特別委員	
小川 克巳君	補欠 松川 るい君
藤田 幸久君	徳永 エリ君
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員	
石井 準一君	補欠 有村 治子君
同日議員から次の議案が提出された。	
国有財産法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外五名発議)(参第一〇四号)	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案(閣法第六六号)	
電子委任状の普及の促進に関する法律案(閣法第四六号)	

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

住宅宿泊事業法案(閣法第六十一号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

港湾法の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

統合幕僚長の定年延長に関する質問主意書(古賀之土君提出)(第一一九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の三要件との関係等に関する質問に対する答弁書(第一一六号)

参議院議員小西洋之君提出河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問に対する答弁書(第一一七号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾法の一部を改正する法律

地方自治法等の一部を改正する法律

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十八年科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十一条の規定に基づく平成二十八年水産の動向に関する報告及び同条第二項の規定に基づく平成二十九年水産施策についての文書を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成二十八年エネルギーに関する年次報告を受領した。

同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十八年原子力規制委員会年次報告書を受領した。

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

神本美恵子君

矢田わか子君

総務委員

辞任

杉尾 秀哉君

有田 芳生君

法務委員

辞任

福山 哲郎君

外交防衛委員

辞任

福山 哲郎君

財政金融委員

辞任

大家 敏志君

文教科学委員

辞任

小野田紀美君

農林水産委員

辞任

櫻井 充君

経済産業委員

辞任

吉川ゆうみ君

国土交通委員

辞任

吉田 博美君

予算委員

辞任

西田 昌司君

決算委員

辞任

朝日健太郎君

山田 宏君

高瀬 弘美君

行政監視委員

辞任

新妻 秀規君

高瀬 弘美君

議院運営委員

辞任

吉良よし子君

仁比 聡平君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第一九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

電子委任状の普及の促進に関する法律案(閣法第四六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書審査報告書

平成二十七年国庫有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成二十七年国庫有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一一八号)

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

有村 治子君

大沼みずほ君

石井 準一君

野上浩太郎君

櫻井 充君

杉尾 秀哉君

神本美恵子君

大沼みずほ君

神本美恵子君

有田 芳生君

福山 哲郎君

元榮太一郎君

有田 芳生君

石井 準一君

福山 哲郎君

財政金融委員

辞任

徳茂 雅之君

吉田 博美君

今井絵理子君

吉川ゆうみ君

宮沢 由佳君

三浦 信祐君

吉良よし子君

厚生労働委員

辞任

牧山ひろえ君

谷合 正明君

農林水産委員

辞任

矢田わか子君

櫻井 充君

経済産業委員

辞任

小野田紀美君

丸川 珠代君

辰巳孝太郎君

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

国土交通委員

辞任

補欠

大家 敏志君 吉田 博美君
山添 拓君 辰巳孝太郎君

決算委員

辞任

補欠

渡辺美知太郎君 松川 るい君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

鴻池 祥肇君 足立 敏之君
山東 昭子君 今井絵理子君
西田 実仁君 熊野 正士君
井上 哲士君 市田 忠義君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任

補欠

有村 治子君 宮島 喜文君
長浜 博行君 浜口 誠君
藤末 健三君 石上 俊雄君
井上 哲士君 大門実紀史君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

法務委員長秋野公造君解任決議案(真山勇一君外一名発議)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案(閣条第一六号)
厚生労働委員会に付託

議長の報告事項 法務委員長秋野公造君解任決議案 平成二十七年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年一度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年一度政府関係機関決算書

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案(閣法第六六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国有財産法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外五名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

医療法等の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三三三)審査報告書

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三二二)審査報告書

同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報保護に関する法律第七九条の規定に基づく平成二十八年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく平成二十八年度犯罪被害者等施策に関する報告を受領した。

同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八八条の規定に基づく平成二十八年度ものづくり基盤技術の振興施策に関する報告を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成二十八年度環境の状況に関する報告及び同条第二項の規定に基づく平成二十九年度環境の保全に関する施策についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく平成二十八年度循環型社会の形成の状況に関する報告及び同条第二項の規定に基づく平成二十九年度循環型社会の形成に関する施策についての文書を受領した。

成に関する施策)についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく平成二十八年度生物の多様性の状況に関する報告及び同条第二項の規定に基づく平成二十九年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての文書を受領した。

法務委員長秋野公造君解任決議案

右の議案を決議する。

平成二十九年六月六日

発議者

真山 勇一

賛成者

伊藤 孝恵

杉尾 秀哉

浜口 誠

平山佐知子

宮沢 由佳

参議院議長 伊達 忠一殿

小川 敏夫

古賀 之士

田名部匡代

浜野 喜史

舟山 康江

矢田わか子

法務委員長秋野公造君解任決議

本院は、法務委員長秋野公造君を委員長職より解任する。

右決議する。

理由

組織犯罪処罰法改正案、いわゆる「共謀罪」の審議の冒頭、法務委員長である秋野公造君は、法務省刑事局長を政府参考人として常時出席を求めることについて、与野党の合意がないまま強引に採決によって認めてしまった。これは憲政史上例を見ない暴挙であり、絶対に認めることはできない。

そもそも委員会への政府参考人の出席は、委員会開会の都度理事会で協議し、全会一致を大原則

に、委員会で認めることになっている。この歴代の先輩が築いてきた大切な先例を、いとまたやすく破棄することができる秋野君は、良識の府である本院の歴史と、法務委員長という重責の意味を理解していないと言わざるを得ない。

このような暴挙の反省もないうまま、昨日の法務委員会の理事会において、秋野君は再び、与野党の合意なく、強引に委員会の開会を職権で決めた。我々は、共謀罪法案について議論すること自体は拒否していない。逆に憲法十九条に規定する思想・良心の自由(内心の自由)などの違憲性が指摘される大変重要な法案であるからこそ、国民の不安を取り除くために、最大限慎重な議論が必要であると訴えているのである。国民に見える形で丁寧な議論するための諸条件を整えるよう与野党・政府に求めたにすぎないにもかかわらず、野党の声、国民の声を無視する強引な委員会運営が続けられることは、看過できない。

良識の府である参議院において、内心の自由を脅かす可能性がある法案を、十分な議論もしないまま、何ら国民の不安を解消する努力すらしないまま、強引に採決にまで進めてしまおうとする秋野君は、到底信任できない。よって、法務委員長秋野公造君の解任決議案を提出する。

審査報告書

平成二十七年一度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年一度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年一度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年一度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月五日

参議院議長 伊達 忠一殿 決算委員長 岡田 広

3 政府開発援助（ODA）事業については、平成二十年の贈収賄事件を始めとする不正事案が相次ぎ、二十六年六月に本院が警告決議により是正を促し、不正腐敗防止対策が講じられたにもかかわらず、その後も、バングラデ

政府は、JSC及び複数のスポーツ団体に
おいて依然として不適正な会計経理が行わ
れていることを重く受け止め、JSCの業務
体制を改善させるとともに、スポーツ団
体の不正防止体制の整備状況を調査し、
ガバナンス強化を一層促すなど、不適正
な会計経理の防止に万全を期すべきであ
る。

平成27年度決算審査措置要求決議 内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。 1 各府省等が保有する研修施設の有効活用について 各府省等が保有する研修施設を会計検査院が検査したところ、その宿泊施設については、稼働率が1%となっていた裁判所職員総合研修所高松分室をはじめ、90施設のうち58施設で稼働率が50%を下回っていたこと、また、政府における研修の総合的企画及び調整を行う内閣人事局が各施設の情報を共有できるよう調整していなかったことなどが明らかとなった。 政府及び最高裁判所は、研修の效果的、効率的な実施及び国有財産の有効活用の観点から、保有する研修施設の使用状況を適切に把握し、施設の利活用に一層取り組みとともに、稼働率が著しく低い施設については、その在り方を速やかに検討すべきである。 2 国家戦略特区制度の運用等について 政府は、国家戦略特別区域法に基づき、これまで10の国家戦略特区を指定し、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を実施している。特区における事業の具現化に当たっては、特区ごとに設置された区域会議において決定し、内閣総理大臣を議長とする諮問会議を経て認定されているが、内閣主導で規制を緩和するため、事業主体の選定理由や経緯等については、透明性・公正性が確保されなければ、内閣に対する国民の疑念を生じるおそれがある。 政府は、国家戦略特区制度で具現化した事業において、透明性・公正性に係る検証を行うとともに、今後認定される事業についても、常時点検し、特区制度に対する国民の信頼向上に一層努めるべきである。	3 規制改革推進会議による各府省等設置の審議会等における検討状況の把握について 政府は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する調査を行う規制改革推進会議を内閣府に設置している。同会議は、各府省等における規制について、各般にわたる意見を述べているが、各府省等に設置された審議会等での提言や議論を十分に把握した上で検討、提言する運営になっていないとの懸念もある。 政府は、規制改革推進会議を運営するに当たり、各府省等の審議会等で関連する議論が行われている場合には、これを十分に把握して審議すべきである。 4 政府共通プラットフォームへの政府情報システムの不十分な移行状況について 総務省は、各府省の情報システムを集約し、経費削減や情報セキュリティの強化を図るための基盤として、政府共通プラットフォームを整備している。会計検査院が検査したところ、政府共通プラットフォームへの移行対象システム数が移行対象外のシステム数を大きく下回ること、ソフトウェア等を動作させるのに必要なCPUの平均使用率が10%未満となっているシステムの割合が80.7%に上ることなどが明らかとなった。 政府は、政府共通プラットフォームについて、現状を分析し、その原因を明らかにして必要な対応を行い、運用経費の削減を図るべきである。 5 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金の有効活用について 金融庁は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(早健法)に基づき、平成10年10月から14年3月まで預金保険機構及び株式会社整理回収機構を通じて8兆6,053億円の資本増強措置を実施した。預金保険機構の早健法業務に係る経理を整理している金融機能早期健全化勘定は、早健法業務の終了により廃止されることとされているが、会計検査院は、27年度末における同勘定の利益剰余金1兆5,991億円のうち、1兆964億円は余裕資金であり、有効活用を図る必要があると指摘している。 政府は、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、今後見込まれる必要な資金を把握し、残りの資金については適時の国庫納付や預金保険機構の財務の健全性確保のために活用することなどを早急に検討すべきである。
---	--

6 復興関連基金及び復興交付金事業における余剰金等の有効活用について 集中復興期間における復旧・復興予算現額33.4兆円の平成27年度末時点の執行率は5か年度全体で82%、27年度予算では63%となっている。会計検査院が検査したところ、国から財政支援を受けて地方公共団体等が実施する復興関連基金事業については、27年度末までに基金団体が保有したまま取崩しが行われていない国庫補助金等相当額が1.3兆円であった。また、復興交付金事業における基金型事業の取崩未済額が1兆円となっており、基幹事業と一体となつて行われる効果促進事業について、一括配分された交付額のうち206億円の事業内容が3年以上未定であることも判明した。 政府は、復興関連基金事業における使用見込みのない余剰金等については、国庫返納を要請するなど資金を有効活用するとともに、復興交付金事業の完了に伴う残余額等や一括配分の効果促進事業における事業内容が未定の額については、基幹事業等への活用を一層進めるなど、適切に対処すべきである。 7 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施について 厚生労働省は、認可外保育施設に対する立入調査を年1回以上実施することを地方公共団体に求めているが、平成29年4月に全国初の認定取消を受けた姫路市の認定ことも園については、定員超過等の問題が発覚する以前の約2年間、同市の立入調査が行われていなかった。また、27年度の立入調査が行われ、このうち事業所内保育施設に対する調査の実施率は全国で41%にとどまり、東京都では1%と低調であるなど、自治体間で調査の実施状況に大きな差が見受けられることが審査の中で明らかとなった。 政府は、地方公共団体の認可外保育施設に対する立入調査が不十分な原因を分析して、年に1回確実に実施されるよう指導し、地方公共団体の監督体制構築への支援を行うとともに、保育の量的拡大によって保育の質が低下することがないよう適切に監督し、必要な対応策を講ずべきである。 8 雇用保険二事業における執行率が低調な事業の見直しについて 厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として、雇用保険二事業を行っている。雇用保険二事業は、PDCAサイクルによる事業の目標管理を行うとされており、事	業の執行状況について全省的な検証が不十分であるとして、平成27年6月に本委員会が措置要求決議を行ったにもかかわらず、同事業における雇用関係助成金の27年度予算の執行率は61%であり、当該助成金に係る事業の中には、執行率が1割に満たないものが複数あることなどが審査の中で明らかとなった。 政府は、中小企業等の利用者に資するよう事業の見直しを不断に行うとともに、執行率が低調な事業は廃止するなど、執行状況に見合った予算規模とすべく、目標管理を一層厳格に行った上で、効果的かつ効果的に予算を執行すべきである。 9 漁港施設の不適切な維持管理について 水産庁は、都道府県及び市町村に対して、漁港施設の維持管理のための補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、5漁港において、機能保全計画に基づき漁港施設の機能保全工事が実施されていないこと、187漁港において、漁港台帳に添付すべき施設情報が漁港漁場整備法の定めにもかかわらず適切に保存されておらず、維持管理に活用できない状況となっていたことなどが明らかとなった。 政府は、機能保全計画に沿って適切な工事を行うよう、都道府県及び市町村に対して指導するとともに、漁港施設における機能保全対策の実施状況や施設情報の保存・活用状況を十分把握し、効果的かつ効果的な維持管理が行われるよう万全を期すべきである。 10 博多駅前道路陥没事故を踏まえた地下工事の安全確立について 平成28年11月、福岡市営地下鉄七隈線の延伸工事に伴い、博多駅前道路において大規模な陥没事故が発生し、事故現場付近の上下水道やガス管等の設備も破損するなど、市民生活に大きな影響が生じた。同事故を受けて国立研究開発法人土木研究所に設置された検討委員会は、29年3月、地盤の強度や厚さが均一でなかったこと及び地下水位に対する安全性が不十分であったことなど、様々な要因が複合的に作用し陥没に至った可能性が高いとの報告書を公表した。 政府は、地下に埋設されているインフラ施設等の工事における安全技術の確立及び関係機関等との情報共有を図るなど、再発防止及び各種工事の安全性の向上に一層取り組みべきである。
---	--

平成二十九年六月七日 参議院會議録第三十号

平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書 平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書 平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成二十七年年度一般会計歳入歳出決算
一、平成二十七年年度特別会計歳入歳出決算
一、平成二十七年年度国税収納金整理資金受払計算書
一、平成二十七年年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
平成二十八年十一月十八日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

審査報告書
平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月五日
決算委員長 岡田 広
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成二十七年年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産の増加額は九兆四百三十五億七千万円余、減少額は十三兆五千七百五十四億二千万円余、差引純減少額は四兆五千三百十八億四千九百万円余である。

これを平成二十六年年度末現在額百九兆六千三百億五千百万円余から減算すると、平成二十七年年度末現在額は百五兆九百八十二億百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月五日
決算委員長 岡田 広
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成二十七年年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は二千六百二十七億四千六百万円余、減少額は二千四百八十一億三千七百百万円余、差引純増加額は百四十六億八百万円余である。

これを平成二十六年年度末現在額一兆四百十七億四千百万円余に加算すると、平成二十七年年度末現在額は一兆五百六十三億二千三百百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
参議院議長 伊達 忠一殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する。)

審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月六日
外交防衛委員長 宇都 隆史
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とインド共和国との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的・非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施、インド共和国における再処理等について定めるものである。この協定の締結により、両国の間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、原子力の平和的利用についてインド共和国が責任ある行動をとることを法的に確保し、インド共和国を国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながることを期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

別、費用を要しない。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十九年五月十六日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

原子力の平和的利用

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、
日本国とインド共和国との間に存在する特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化することを希望し、
原子力が、安全な、環境を害しない及び持続可能なエネルギー源を提供し、並びにエネルギー安全保障にも貢献することに留意し、
日本国及びインド共和国が両国の国民の福祉に貢献することができる原子力科学技術の平和的利用における高度な能力を有することを認識し、
また、両国がイーター国際核融合エネルギー機構を含む多数国間の場を通じてこの分野において協力してきたことを認識し、
日本国が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、
日本国及びインド共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の原加盟国であることを認識し、
機関の目的並びに日本国及びインド共和国のそれぞれに適用される機関の保障措置制度に対する両国の支持並びに平和的目的のための原子力の開発及び利用についての国際的な協力における機関の重要性を再確認し、
科学的な取組、運転経験及び原子力産業が従う

最良の慣行に基づく放射線及び原子力の安全の最高水準を達成し、並びに放射線及び原子力の全ての応用における利用が放射線作業員の健康、公衆及び環境にとって安全であることを確保するためのそれぞれの誓約を再確認し、
原子力の平和的利用における核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティについての両国の誓約（効果的な国内の輸出管理及び核物質の適切な防護を含む。）に留意し、
また、主権の尊重、平等、互恵及び相互主義の基礎の上に両国間の協力を発展させることを希望し、
安定性、信頼性及び予見可能性を基礎として平和的目的のための原子力の開発及び利用における両国間の十分な協力を促進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。
(b) 「核物質」とは、次に規定する(i)原料物質又は(ii)特殊核分裂性物質をいう。
(i) 原料物質とは、次の物質をいう。
ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であつて両締約国政府により同意される含有率において前記の物質の

一又は二以上を含有するもの
両締約国政府により同意されるその他の物質
(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
プルトニウム
ウラン二三三
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質
両締約国政府により同意されるその他の核分裂性物質
特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「核物質ではない資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要な情報であつて、更に提供することが制限されていらないものを除く。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、写真、計測、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形態をとることができ、そのような形態には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提

供及び諮問サービスを含む。この特定の情報は、形態のいかんを問はずこの協定に基づいて移転され、並びに両締約国政府の同意により、印刷物又は電子的な形態のいずれかによつてこの協定の適用を受けるように指定され、及び文書化される。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは核物質ではない資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が同意する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
(ii) この協定に基づいて移転された核物質ではない資材又は設備を用いて行つた一又は二以上の処理によつて得られた核物質
(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が同意する核物質

第二条

1 平和的・非爆発目的のための原子力の利用における両締約国政府の間の協力は、この協定の規定に従うものとする。各締約国政府は、適用のある条約及びそれぞれの国において効力を有する

る国内法令（平和的目的のための原子力の利用に関する許可要件を含む。）に従つてこの協定を実施する。この協定は、誠実に、かつ、国際法の原則に従つて実施される。
2 両国におけるこの協定の下での協力は、次の方法及び両締約国政府により同意されるその他の方法により行ふことができる。

(a) 科学、技術その他の分野の専門家を交換すること（これらの者のこの条に規定する活動への参加を含む。）。

(b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の同意によつて定める条件で、いずれか一方の締約国政府が国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の同意によつて定める条件であつてこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術（第三国における使用が予定されるものを含む。）を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の同意によつて定める条件であつてこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

3 2に規定する協力は、次の分野及び両締約国政府により同意されるその他の分野において行うことができる。

(a) 適当な規制に従つて行われる原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置
(b) 核燃料サイクルの全ての側面であつて、(a)に規定する活動に関連するもの（核燃料加工並びに放射性廃棄物の処理及び管理を含む。）

(c) 相互に関心を有する原子力の安全に係る事項(放射線防護及び環境保護、原子力事故及び放射線に係る緊急事態の防止並びに当該緊急事態への対応を含む。) (d) 両締約国政府により合意される分野における共同研究開発を含む原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力 (e) 農業、医学、工業及び環境の分野における放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (f) 相互に関心を有する核セキュリティに係る事項における経験の共有 4 2及び3の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定がこれらの移転を可能にするように改正された場合に限り、この協定の下で移転することができ 5 この協定に基づく協力の伴い2(a)に規定する専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、これらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にすることができる。 第三条 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。 2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。 第四条 1 この協定の下での協力は、日本国と機関との間及びインド共和国と機関との間の関係する協定に従って両国について適用される機関の保障	措置が適用されていることを要件として行う。 2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、 (a) 日本国内においては、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される機関の保障措置の適用を常に受ける。 (b) インド共和国国内においては、二千九百九十五年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される機関の保障措置の適用を常に受ける。 3 機関が2の規定の下で必要とされる機関の保障措置の適用が可能でないと決定した場合に、両締約国政府は、適当な検証のための措置について協議し、及び合意する。 第五条 1 各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質についての計量管理制度を維持する。 2 両締約国政府は、この協定の規定を実施し、及び運用するため、相互の合意により、適当な当局を通じて、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であつて機関の保障措置の下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換する。 第六条 両締約国政府は、日本国及びインド共和国の双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条	約に基づく義務を再確認する。 第七条 1 各締約国政府は、自国の管轄内において使用中、貯蔵中若しくは輸送中であるか又は国際輸送中であるかを問わず、自国において効力を有する法令及び自国が当事国である関係する国際条約、特に、千九百七十九年十月二十六日に採択され、二千五年七月八日に改正された核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、この協定に基づいて移転された核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。 2 各締約国政府は、自国の管轄内において防護の措置を実施する責任を負う。防護の措置の実施に当たり、各締約国政府は、機関の文書INFCIRC/二二五-Rev. 四中の勧告を指針とする。これらの勧告のいかなる改正も、一方の締約国政府が当該改正を指針とする旨の決定を他方の締約国政府に対して書面により通告した後にのみ、当該一方の締約国政府について効果を有する。 3 両締約国政府は、この協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン二三三照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン二三三を除く。並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する。各締約国政府は、他方の締約国政府に対して書面によつて通告し、書面による確認を受領することにより、自国の一覧表を変更することができる。 第八条 1 両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、この協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する。 2 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び当該協力に基づいて	移転された技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びインド共和国の双方が当事国である知的財産に関連する適用のある国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って確保する。 第九条 1 両締約国政府は、一方の締約国政府又は当該一方の締約国政府の認められた者が最終使用者として予定されるこの協定の適用を受ける品目に関する原子力分野における取引であつて、両締約国政府の間又はそれぞれの認められた者の間で行われるもの及び適当な場合には他方の締約国政府又は当該他方の締約国政府の認められた者と第三者との間で行われるものを容易にするような態様で、この協定を実施する。 2 締約国政府は、商業上の利益を確保するため又は他方の締約国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。 第十条 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く)に移転され、又は再移転されない。 第十一条 1 この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランは、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント未満である範囲で濃縮することができる。この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランの同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上になる濃縮は、供給締約
---	---	--	--

国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。

2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。

3 2の規定は、次の(a)から(c)までに掲げること

(a) 二千九百九十五年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定がインド共和国について効力を有していること。

(b) 分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国の平和的目的のための予定された原子力計画を実施するための施設であつて、機関の保障措置の下にある同国に所在するものための核燃料を生産する目的のためにのみ貯蔵され、又は使用されること。

(c) この協定の附属書Bに定める条件が引き続き適用されていること。

第十二条

1 第二条に規定する両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間における核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、この協定の規定に従つて実施するものとし、両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間の特定の書面による取決め(形式のいかんを問わない。)によつて実施することができる。当該書面による取決めは、科学及び技術に係る交流に関するもの又は各締約国政府の認められた者により署名された覚書若しくは契約の形態をとることができる。

2 この協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両締約国政府の間で直接に又は各締約国政府の認められた者を通じて行うことができる。直接であると第

三国を経由してであるとを問わず、そのように移転される核物質、核物質ではない資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者の書面による確認を受領締約国政府から得る。

3 この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) 核物質について、第四条1に規定する関係する協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような状態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となつたことが機関によつて決定された場合。

(b) この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が第十条の規定に従つて受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合。

(c) この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が外交上の経路を通じて書面により相互に

別段の決定をする場合

4 この協定に基づいて移転された核物質及び核物質ではない資材並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、各締約国政府の機関との保障措置協定に適合するものの特定期に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。

第十三条

1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の下での協力を促進するため、この協定の実施(技術的な問題を含む)並びに原子力の平和的利用の分野における安定性、信頼性及び予見可能性を基礎とする協力の発展等の事項について、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができ

2 両締約国政府の代表者は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の適用から生ずる事項について協議するために会合する。このため、両締約国政府は、そのような協議のための適当な場としての役割を果たす合同委員会を設置する。合同委員会は、両締約国政府によつて指定された代表者により構成され、双方にとつて適当な日に会合することができ、1に規定する技術的な問題を協議するため、合同委員会の下に合同技術作業部会を設置することができる。

3 各締約国政府は、第二条の規定に基づく協力に影響を及ぼす行動を避けるよう努める。

4 この協定の解釈又は適用に関して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、両締約国政府は、交渉又は両締約国政府によつて合意されるその他の方法により当該紛争を解決するよう努める。

5 今後の商業上の契約の解釈、実施又は履行に関する紛争については、当該商業上の契約に定める規定に従つて取り扱う。

第十四条

1 各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示す。この協定は、当該書面による通告の日から一年で終了する。ただし、当該通告を行った締約国政府がこの協定の終了の日に先立ち書面により当該通告を撤回した場合又は両締約国政府が別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 両締約国政府は、この協定が1の規定に基づいて終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取り扱うために速やかに協議する。この協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れることができる解決が得られなかつた旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。両締約国政府は、この協定の終了又はこの協定の下での協力の停止をもたらした状況について慎重な考慮を払う。両締約国政府は、更に、この協定の終了又はこの協定の下での協力の停止をもたらした得る状況が、安全保障上の環境の変化について一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことを合意する。

3 終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由としてこの協定の違反を示す場合には、両締約国政府は、行動が意図せず生じたものであるか否か及び当該違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。いかなる違反も、条約法に関するウィーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でな

い限り、重大なものであるとみなすことはできない。終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由として機関との保障措置協定の違反を示す場合には、機関の理事会が違反の認定を行ったか否かが重要な要素の一つである。

4 この協定の下での協力の停止の後、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の他方の締約国政府による返還を要求する権利を有する。返還を要求する権利を主張する締約国政府の書面による通告については、この協定が終了する日以前に他方の締約国政府に送付する。当該通告には、締約国政府が返還を要求する品目の記載を含む。第十七条3に規定する場合を除くほか、この協定に定めるその他の全ての法的義務は、この協定の終了の時に、各締約国政府の領域内にあるこの協定の適用を受けている核物質、核物質ではない資材、設備及び技術について適用されなくなる。

5 両締約国政府は、4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使することが両締約国政府間の関係に重大な影響を及ぼすことを認識する。いずれか一方の締約国政府が当該権利を行使することを求める場合には、当該一方の締約国政府は、4に規定するこの協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の他方の締約国政府の領域又は管理からの移動に先立ち、当該他方の締約国政府と協議を行う。その協議においては、エネルギー安全保障を達成する方法としての平和的目的のための原子力の利用可能性に関し、関係締約国政府の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払う。両締約国政府は、この協定の終了が、この協定の下で開始された実施中の契約及び事業であつて各締約国政府の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払

う。

6 いずれか一方の締約国政府が4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使する場合には、当該一方の締約国政府は、返還されることとなる品目を他方の締約国政府の領域又は管理から移動させるに先立ち、当該他方の締約国政府に対し、それらの公正な市場価値及び当該移動のために生じた費用について速やかに補償する。両締約国政府は、当該返還のための方法及び手続、返還されることとなる品目の数量並びに返還を要求する権利を行使する締約国政府が支払うべき補償の額について合意する。

7 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の返還に先立ち、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従つて十分な安全、放射線防護及び核物質防護のための措置が確保されていること並びに当該返還に係る移転がいずれの締約国政府、返還されることとなる品目が通過する国及び地球環境へ不当な危険を与えず、かつ、現行の国際的な規則に従つていることを確認する。

8 4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使する締約国政府は、当該返還のための時期、方法及び手続が5から7までの規定に従うことを確保する。この点に関して、両締約国政府間の協議は、インド共和国が同国への燃料の信頼性のある供給に関して民生用の原子力協力をを行う他の主体との間で有する約束及び了解に考慮を払う。

9 第十一条の規定に基づく再処理は、この協定の附属書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある又は当該施設の防護に対する重大な脅威が存在するといずれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況におい

て、いずれか一方の締約国政府により停止される。両締約国政府の間で行われる未解決の問題についての相互に受入れ可能な解決を得ることを目的とする協議の後に行う停止のための決定は、当該例外的な状況に関する再処理施設に適用され、かつ、当該例外的な状況に対処するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限られるものとし、三箇月を超えない期間とする(ただし、当該停止を行う締約国政府が他方の締約国政府に対して書面によつて提出する特定の理由のために延長される場合を除く)。そのような決定については、平和的目的のための原子力を提供する原子炉の継続的な運転への当該停止による影響、当該停止によるインドの経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響を考慮を払う。

当該停止が六箇月の期間を超える場合には、両締約国政府は、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する。

第十五条 この協定のいかなる規定も、両締約国政府が生産し、取得し、又は開発した核物質、核物質ではない資材、設備及び技術であつてこの協定の下での協力の適用範囲外であるものについて適用される両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十六条 1 この協定は、両締約国政府の書面による合意によつていつでも改正することができる。この協定の改正は、それぞれの国内手続に従い、各締約国政府によつて承認されるものとする。各締約国政府は、これらの手続の完了を他方の締約国政府に通告する。改正は、その通告のいずれか遅い方が受領された日に効力を生ずる。

2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、外交上の公文

の交換による両締約国政府の書面による合意によつて修正することができる。

第十七条 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、四十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に十年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条、第五条1、第六条、第七条、第十条、第十四条、第十二条3、第十三条及び第十四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千十六年十一月十一日に東京で、本書二通を作成した。
日本国政府のために
平松賢司
インド共和国政府のために
スプラマニヤム・ジャイシャンカル
附属書A
A部
1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物)(暦年の期間二月一日から十二月三十一日まで)において重水素原子

の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉に於いての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を収容するために特に設計し、又は製作した管

6 核燃料被覆管 ジルコニウム金属管又はジルコニウム合金の管（又はこれらの管の集合体）であつて、1に規定する原子炉の内部において燃料被覆管として使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、十キログラムを超える量のもの

7 一次冷却材ポンプ又は循環装置 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ又は循環装置

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、カランドリア管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子

子炉内装物

9 熱交換器

(a) 1に規定する原子炉の一次冷却材回路又は中間冷却材回路のために特に設計し、又は製作した蒸気発生器

(b) 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作したその他の熱交換器

10 中性子検出機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器

11 外部熱遮蔽体 熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した外部熱遮蔽体

12 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

13 燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B

インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理

1 インド共和国政府は、日本国政府に対し、施設（以下「施設」という。）を設置したことを書面により通告する。その通告には、次の事項を含む。

(a) 施設の所有者又は操業者の名称

(b) 施設の名称、種類及び所在地、施設の計画の設備能力、関係する核物質の種類、施設への当該核物質搬入の見込期日並びに活動の種類

(c) インド共和国政府が二千九百二年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定14(a)の規定に従い、機関の保障措置の適用のため機関に対して施設について通告したこと及び関係する保障措置取極が同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同協定に従つて合意されたこととの確認

(d) (c)に規定する保障措置取極が6の規定に適合する旨の確認及びインド共和国政府が入手可能な機関の保障措置手法に関する情報であつて「保障措置に係る秘密」に指定されていないもの

2 日本国政府は、インド共和国政府に対し、1に規定する通告の受領の後三十日以内に文書による受領通知を提供する。この受領通知は、当該通告が受領された旨の表明に限定される。

3 この附属書の規定の適用上、「施設」とは、二の新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設であつて、インド共和国政府がこの協定の適用を受ける核物質その他保障措置の下にある核物質の再処理を行うために設置し、かつ、機関の保障措置の下にある核物質の再処理及び必要に応じて他の形状又は内容の変更のために充てるものをいう。

4 両締約国政府は、インド共和国政府の要請により、3に規定する新規の再処理施設の追加に関して相互の満足を確認するために協議する。両締約国政府は、その協議の後、インド共和国政府の追加の要請を認めるためにそれぞれの国において効力を有する法令に即した必要な措置をとる。

5 この協定の規定に従い、インド共和国政府は、二千九百五年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の保障措置の適用のために施設を提供する。保障措置の手段には、保障措置の対象となる核物質の民生用の使用からの取出しを適時に探知するため、同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に定める核物質の計量、施設の設計に係る審査及び検証、施設の建設の進展に関する報告、適当な封じ込め及び監視に係るシステム、工程の監視並びに機関と合意される他の措置を含む。

6 インド共和国政府は、施設における機関の保障措置の実施のため、次に掲げる最低限の要件が満たされることを確保する。

(a) 施設設計

(i) 設計情報の早期の提供

インド共和国政府は、二千九百二年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定40の規定の定めるところにより、施設の設計情報をできる限り早期に提供することにより機関に協力する。

(ii) 設計に係る効果的な審査及び検証

インド共和国政府及び施設の操業者は、適当な場合には、施設の設計に係る審査及び検証のための活動を認めるに当たり、機関に協力する。

(iii) 保障措置の適用を円滑にする設計上の特徴の組入れ

施設の設計上及び運用上の特徴については、機関が要請する場合には、保障措置の効果的な適用を妨げる設計上の特徴を排除しつつ、保障措置が効果的かつ効率的に実施されることができるようになる。例えば、計量槽の校正システムの設置、溶液の混合及び採取に係る効果的な方法並びに認証上必要となる独立した機器の設置が含まれるが、これらに限られない。

(b) 保障措置のシステムの設計及び設備の設置
(i) 機関との協力
インド共和国政府及び施設の操業者は、施設における機関の機器(データ収集装置、認証装置及び開封表示装置を含む)の設置及び運転を受け入れる。
(ii) 正確なかつ適時の情報提供が可能な計量管理制度
インド共和国政府及び施設の操業者は、機関に対して正確なかつ適時の申告を行うことができるようにするため、二十九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の基準に適合する包括的かつ正確な核物質の計量管理制度を施設において維持する。在庫記録及び報告の制度は、物質収支区域ごとに維持される。測定を管理するための効果的な装置が利用されるものとする。
(iii) 工程内物質の測定
インド共和国政府及び施設の操業者は、施設の運転中の工程内核物質の在庫の主要なもの全てを対象とするために機関が必要と認める測定能力を施設において備えることができるよう機関に協力する。
(iv) 工程の監視データ
インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が求める場合には、二十九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関に対し、認証された工程の管理データ等の保障措置に関係する操業者のデータへのアクセスを認める。

(v) 現地における分析所
施設的设计には、機関が要請する場合には、工程における試料の分析(施設における機関の保障措置手法によって要求される破壊分析を含む)を行うための現地における分析所を含む。機関は、当該分析所を設置し、運営することを許される。
(vi) 封じ込め及び監視に係るシステム
施設的设计については、機関の慣行及び手続に従い、保障措置の効果的な実施のために要求される封じ込め及び監視に係るシステムの利用について考慮するものとし、機関は、施設において当該システムを維持することを許される。
(c) 保障措置の実施
(i) 計量記録の検認
機関は、核物質の計量に関する記録及び報告の定期的な検認を行うことを許される。
(ii) 遠隔データの伝送
機関は、保障措置の実施のために効果的であると認める場合には、二十九年五月十五日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の規定に従い、より頻繁なデータ分析が可能となるように認証されたデータの遠隔伝送を行うことができる。
(iii) データ認証
両締約国政府は、保障措置に係る適時のかつ正確なデータのための信頼することのできる機器及び保障措置の実施のためのデータ認証の重要性を認識する。インド共和国政府及び施設の操業者は、保障措置のために収集されたデータ及び試料について適切な認証の方法を適用するため機関に協力する。

(iv) アクセス及び透明性
インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が、保障措置の実施のために必要とされる範囲で、かつ、施設についての完全な理解の維持のため、保障措置設備の設置及び保守を行い、並びに操業者の全ての工程における活動(試料の採取を含む)の査察を行うよう、機関に対して十分なアクセスを認める。
(v) 毎年の洗浄後の在庫
機関による正確な実在庫の検認のために核物質を実行可能な限度において用いることができるように毎年工程から取り除く。
(vi) 異常な状況の解決
インド共和国政府及び施設の操業者は、異常な状況(物質の計量に係る異常な状況を含む)の場合には、これを適時に解決するために機関と協力する。
7 この附属書に定める条件に従って行われる再処理によって分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国に所在する機関の保障措置の下にある国内施設において貯蔵され、及び使用される。
審査報告書
医療法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月六日
厚生労働委員長 羽生田 俊
参議院議長 伊達 忠一殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医

療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
附帯決議
政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。
一、遺伝子関連検査など検体検査の分類を策定するに当たっては、医療法の適用範囲に含まれるものを明確にするとともに、今後の検査技術の研究の進展により新たな検査が生じた場合も遅滞なく検査の安全性等の評価を行い、品質・精度管理についての基準を設けるよう努めること。また、必要に応じてその検査結果を受けての遺伝カウンセリングへのアクセスの確保を実現するよう体制を整えるとともに、認定遺伝カウンセラーの専門資格化の検討を含め、医学的知見や倫理を踏まえ遺伝子検査の意義や結果等を正しく伝えられる人材の育成を図ること。
二、医療機関が窓口となつて、遺伝子検査ビジネスによるサービスないしそのサービスに基づいた結果による情報を提供する例が広がりつつあることから、医療機関における遺伝子検査ビジネスの利用実態を調査するとともに、遺伝子検査ビジネスの領域においても、厚生労働省の主體的な取組の下、本法に定める水準と同程度の品質・精度管理が担保されるよう取り組むこと。
三、検査精度の確保に関しては、遺伝子関連検査を含む検体検査のみならず、心電図・脳波・超音波検査等の生理学的検査について、学術団体等の作成するガイドライン等に留意しつつ検討するとともに、MRI、CT、PETなど高度

な検査機器の精度管理方法、仕様の国際標準化について検討し、必要な措置を講ずること。

四、特定機能病院におけるガバナンスについては、開設者と管理者の独立性の確保のみならず、医療安全及び医療の質の確保に向けた管理者の権限が発揮される体制が構築されるよう検討するとともに、大学病院の教育・診療・研究の機能分離と連携の課題についても検討を加えること。

五、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化及び安全で適切な医療の提供を定常化し、高度の医療安全の確保を図るために、特定機能病院の承認後の更新制の是非について検討するとともに、広域を対象とした第三者による病院の機能評価を承認要件とすること。

六、高難度新規医療技術を評価するに当たっては、特定機能病院における制度制定及び運用状況のみならず、実施状況、安全性・有効性の評価状況について把握するとともに、特定機能病院以外についても同様の状況把握に努め、必要な措置を検討すること。

七、改正法第十九条の二に定める事項を特定機能病院以外の医療機関にも適用することについて、その範囲と方法を検討するとともに、実施する医療機関に対する支援措置を検討すること。

八、医療機関のウェブサイトにおける広告可能事項の限定の解除要件を検討するに当たっては、患者等に対する適切な情報提供が阻げられることのないよう十分留意するとともに、広告を行う医療機関が混乱することのないよう、具体的な事例について、ガイドラインにおいて早期かつ明確に示すこと。また、医療等に係るウェブサイト上の監視を行うネットパトロール事業については、その実効性を確保し、変わりゆくインターネットの広告手法に機敏に対応できるようにすること。

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

九、美容医療における痩身や美白、脱毛を始めとした全身美容術を業とする者と提携した悪質な事案の実態の把握に努めるとともに、美容医療における死亡事例を含む事故の把握を行い、必要な措置を講ずること。また、自由診療としての美容医療等について広告ガイドラインの遵守状況を監視し、違反事例の是正を行うこと。

十、妊産婦の異常時の対応については、助産所及び出張のみにより業務に従事する助産師に過度の負担をかけることなく、医療機関との連携及び協力が円滑に行われるよう、適切な支援を行うこと。また、「周産期医療協議会」に助産師を参加させるよう、都道府県に周知を図るとともに、妊産婦が急変した際に、「周産期母子医療センター」等への高次施設に搬送可能な周産期医療の連携体制を推進するなど、助産所も含めた周産期医療ネットワークの構築を図ること。右決議する。

医療法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月二十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

医療法等の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四」を「第六条の四の二」に改める。

第五条第一項中「については」の下に、「第六条の四の二」を加える。

第六条の三第三項中「事項を」の下に「電磁的

医療法等の一部を改正する法律案

方法(二)を、「利用する方法」の下に「をいう。次条第二項及び第六条の四の二第二項において同じ。」を加える。

第六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第六条の四の二 助産所の管理者(出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次項において同じ。)は、妊婦又は産婦(以下この条及び第十九条第二項において「妊婦等」という。)の助産を行うことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師により、次に掲げる事項を記載した書面の当該妊婦等又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。

一 妊婦等の氏名及び生年月日
二 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏名
三 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する方針
四 当該助産所の名称、住所及び連絡先
五 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称、住所及び連絡先
六 その他厚生労働省令で定める事項

助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

第六条の五第一項第十号中「前条第三項」を「第六条の四第三項」に改める。

第六条の七第一項第七号中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

第十九条に次の一項を加える。

2 出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

第八十九条第一号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。
第四条の二第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療の高度の安全を確保する能力を有すること。
第六条の五を次のように改める。
第六条の五 何人も、医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
二 誇大な広告をしないこと。
三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

4 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準
第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない場合として厚生労働省令で定

める場合を除いては、次に掲げる事項以外の
広告をしてはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該病院又は診療所の管理者の氏名
- 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- 六 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十項において同じ。)の参加病院等(第七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。)である場合には、その旨
- 七 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種類ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 八 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 九 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報保護の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- 十 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
- 十一 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- 十二 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)
- 十三 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数のその他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 十四 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

九 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報保護の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

十 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十一 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十二 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

十三 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数のその他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十四 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

4 厚生労働大臣は、第二項第四号若しくは前項の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の案の作成をしようとするときは、医療に関する専門的科学的知見に基づいて立案又は作成をするため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

第六条の六第一項中「前条第一項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同条第四項中「を広告する」を「について広告をする」に、「氏名を」を「氏名について」に、「広告しなければ」を

「広告をしなければ」に改める。

第六条の七を次のように改める。

第六条の七 何人も、助産師の業務又は助産所に関する、文書その他いかなる方法によるを問はず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二 誇大な広告をしないこと。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

- 一 助産師である旨
- 二 当該助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該助産所の管理者の氏名
- 三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無
- 四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者に

よる医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報保護の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条第一項に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

第六条の八第一項中「第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に、「前条各項」を「前条に、一行つたを」したに改め、同条第二項中「第六条の五第一項若しくは第四項」を「第六条の五第二項若しくは第三項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「一行つたを」したに改める。

第七条第一項中「第二十四条」の下に「第二十四条の二」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 特定機能病院の開設者は、前条の規定により管理させるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第十六条の三第一項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

2 前項の規定による特定機能病院の管理者の選任は、厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関係がある者以外の者を構成員

に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。

第十五条第一項中「その病院を」この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院に「その業務遂行に欠けるところのないよう」を「その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき」に改め、同条第二項中「管理者は」の下に「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該二を加え、」その業務遂行に遺憾のないよう」を「その他当該助産所の管理及び運営につき」に改める。

第十五条の二中「管理者は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

一 臨床検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者

二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一條を加える。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する検体検査(以下この条及び次条第一項において「検体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組

織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

第十六条の三第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療の高度の安全を確保すること。

第十六条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定機能病院の管理者は、特定機能病院の管理及び運営に関する事項のうち重要なものとして厚生労働省令で定めるものを行う場合

には、厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

第十八条中「開設者」を「その開設者」に改める。

第十九条の次に次の一條を加える。

第十九条の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生

生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

第二十四条の次に次の一條を加える。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づき処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき(第二十三條の二又は前条第一項に規定する場合を除く。)は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五条第二項中「ときは」の下に「この法律の施行に必要な限度において」を加え、「又は助産所」を「若しくは助産所」に、「又は管理者」を「若しくは管理者」に、「命ずる」を「命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に係る場所」に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第二十八条中「開設者」を「その開設者」に改める。

第二十九条第一項中「又は開設者」を「又はその開設者に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」の下に「第二十四条の二第二項を加え、同条第四項第二号中「第十二條の三第一項」を「第十條の二、第十二條の三第一項又は第十

九條の二に改め、同項第四号中「第十六條の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十條及び第七十四條第一項中「第二十四條第一項」の下に「第二十四條の二」を加える。

第八十七條第一号中「第六條の五第三項」を「第六條の五第二項」に、「第六條の七第二項」を「第六條の七第一項」に改める。

第八十九條第一号中「から第十二條まで」を「第十條、第十一條、第十二條」に改め、同条第二号中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第三條 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 衛生検査所」第二十條の三「第二十條の九」を「第五章 衛生検査所(第二十章の三「第二十條の九」)に、「第五章」を「第七章」に改める。

第二條中「微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査」を「人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)」に改める。

第十五條第二号中「第二条に規定する検査(同條の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十條の三において同じ。)」を「検体検査」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第五章を第七章とする。

第二十條の三第一項中「人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査」を「検体検査」に改め、「診療所」の下に「助産所」を加え、「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、同条第二項中「管理組織」

の下に「検体検査の精度の確保の方法」を加え、「第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)を「検体検査の業務」に改め、同条第三項第三号中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十條の四第三項中「管理組織」の下に「検体検査の精度の確保の方法」を加え、同条第四項中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十條の六中「検査業務」を「検体検査の業務」に、「又は管理組織」を「管理組織又は検体検査の精度の確保の方法」に改める。

第二十條の七中「管理組織」の下に「検体検査の精度の確保の方法」を加える。

第四章の二を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(経過措置)

第二十條の十 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正) 第四条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の三第四項に次の一号を加える。

四 当該申請に係る経過措置医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

附則第十條の三第五項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日」を平成三十二年九月三十日に改める。

附則第十條の六中「なつた」の下に「日から六年を経過した」を加える。

附則第十條の七中「達成」の下に「及び移行後の新医療法人の運営の安定」を加える。

附則第十條の八中「実施状況」の下に「及び当該認定医療法人の運営の状況」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(附則第七條及び第八條において「平成十八年改正法」という。)附則第十條の三第五項の改正規定並びに附則第三條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

二 第一條及び第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次條並びに附則第七條、第八條及び第十二條の規定 平成二十九年十月一日

三 第二條中医療法第十五條の二の改正規定及び同條を同法第十五條の三とし、同法第十五條の次に一條を加える改正規定並びに第三條の規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(医療法の一部改正に伴う経過措置) 第二條 第一條の規定による改正後の医療法(以下この条において「第二号新医療法」という。)第

六條の四の二の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日(附則第七條第一項及び第八條第一項において「第二号施行日」という。)以後に、第二号新医療法第六條の四の二第一項に規定する助産所の管理者が助産を行うことを約した場合同様に適用する。

第三條 第二條の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第六條の五第二項第四号若しくは第三項の厚生労働省令の制定の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の案の作成については、厚生労働大臣は、この法律の施行の日(次條第二項及び附則第五條において「施行日」という。)前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

第四條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の医療法(次項及び附則第六條第二項において「旧医療法」という。)第六條の六第一項の規定によりされている許可は、新医療法第六條の六第一項の許可とみなす。

2 施行日前にされた旧医療法第六條の八第二項の規定による広告の中止又はその内容の是正の命令(当該中止又は是正の期限が施行日以後に到来するものに限り)は、新医療法第六條の八第二項の規定による同項に規定する広告の中止又はその内容の是正の命令とみなす。

第五條 新医療法第十條の二の規定は、医療法第四條の二第一項に規定する特定機能病院の開設者が、施行日以後に、当該特定機能病院の管理者を選任する場合について適用する。

第六條 新医療法第十五條の二の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「第三号施行日」という。)以後に行う新医療法第十五條の二に規定する検体検査(同項において「新検体検査」という。)の業務について適用する。

2 新医療法第十五條の三第一項の規定は、第三

号施行日以後に委託する新検体検査の業務について適用し、第三号施行日前に旧医療法第十五條の二の規定により委託された人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務については、なお従前の例による。

(平成十八年改正法の一部改正に伴う経過措置) 第七條 第二号施行日前認定医療法人(第二号施行日前認定(第二号施行日前にされた平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定をいう。以下この項並びに次條第一項及び第二項において同じ。)を受けた平成十八年改正法附則第十條の二に規定する経過措置医療法人をいう。次項並びに次條第一項及び第二項において同じ。)に係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行日前認定に係る移行計画(平成十八年改正法附則第十條の三第一項に規定する移行計画をいう。次條第三項において同じ。)をいう。同條第一項及び第二項において同じ。)の変更について第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十條の四第一項の認定を行う場合における同條第五項の規定の適用については、同項中「前條第四項」とあるのは、「前條第四項(第四号を除く。）」とする。

2 第二号施行日前認定医療法人については、第四條の規定による改正後の平成十八年改正法(次條第一項及び第三項において「新平成十八年改正法」という。)附則第十條の六から第十條の八までの規定は適用せず、第四條の規定による改正前の平成十八年改正法附則第十條の六から第十條の八までの規定は、なおその効力を有する。

第八條 第二号施行日前認定医療法人であつて、第二号施行日前認定を受けた日から第二号施行日前認定移行計画に記載された平成十八年改正法附則第十條の三第二項第四号に掲げる移行の

期限(以下この項において「移行期限」という)までの間にあるものは、第二号施行日から当該移行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の規定を受けることができる。この場合における新平成十八年改正法附則第十條の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の規定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十号)附則第七條第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

2 第二号施行日前認定医療法人が前項の規定による平成十八年改正法附則第十條の三第一項の規定(以下この項及び次項において「特例認定」という)を受けたときは、当該第二号施行日前認定医療法人が受けた第二号施行日前認定(第二号施行日前認定移行計画に係る平成十八年改正法附則第十條の四第一項の規定を含む)は、当該特例認定を受けた日から将来に向かってその効力を失う。

3 特例認定に係る移行計画の変更について厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十條の四第一項の規定を行う場合における同条第五項において準用する新平成十八年改正法附則第十條の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の規定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十号)附則第七條第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。

(検討)
第九條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百條第五項中「同條第一項第一号」を「同條第三項第一号」に改め、同條第六項中「第六條の五第一項第六号」を「第六條の五第三項第七号」に改め、「齒科医師」とあり、「の下に並びに」を加え、同條第七項の表第八十七條第一号の項中「第六條の五第三項」を「第六條の五第一項」に改め、同表第八十九條第一号の項中「から第十二條まで」を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第十一條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第五項中「第六條の五第一項」を「第六條の五第三項」に、「を広告する」を「の広告(同法第六條の五第一項に規定する広告をいう)をする」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二條 この法律(附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による)。

(政令への委任)
第十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

審査報告書
中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月六日

経済産業委員長 小林 正夫
参議院議長 伊達 忠一殿

医療法等の一部を改正する法律案 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の経営の改善発達を促進するため、我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮に対処するための危機関連保証の創設及び特別小口保険等の付保限度額の拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営の改善発達支援の強化等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 信用保証協会と金融機関の連携を図ることが法文上明記されたことを踏まえ、その趣旨を金融機関の現場まで周知徹底すること。また、両者が、事業者ごとにプロパー融資と保証付き融資による適切なリスク分担を行い、緊密に連携して中小企業の経営改善支援や事業再生に着手し、取組状況のモニタリングや金融仲介機能のベンチマークの活用等により、その実効性の確保に努めること。

二 保証割合が八割に縮減される不況業種に係る経営安定保証については、事業者に対し丁寧な説明を行うとともに、融資等の状況について把握し、相談対応の充実や政策金融機関の補完的な活用等により、中小企業とりわけ小規模事業者の資金調達に混乱が生じることのないよう十分に配慮すること。

三 危機関連保証については、危機時の売上減少や信用収縮等の状況を速やかに把握し、迅速かつ的確な対応を行うための体制を整備すること。あわせて、透明性の確保のため、十分な情報開示を行うこと。

四 信用保証協会が地域の実情に応じ、人材の育成・確保等に努め、実効ある経営の改善発達支援が確実に実施できるよう支援すること。また、各協会の支援体制の底上げを図ること。また、信用保証業務や経営の改善発達支援業務に関する情報開示や外部評価を推進し、ガバナンスの向上に努めること。

五 今般の制度改正による効果を検証し、国民負担の軽減及び制度の持続可能性向上の観点も踏まえ、引き続き信用補完制度について検討を加え、所要の措置を講ずること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十九年五月二十三日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

(中小企業信用保険法の一部改正)
第一條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。
6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱

その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

第三条第一項中「額(以下)の下に」この項において「を加える」。

第三条の三第一項及び第二項中「二百五十万円」を「二千万円」に改める。

第十二条中「第三条の二第一項及び第三項の三第一項」を削り、「に係る保険関係」を「(第十二条に規定する経営安定関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。に係る保険関係」に、「第三条の二第三項」を「第三条の二第一項及び第三項の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項」に改める。

本則に次の見出し及び四条を加える。
(危機関連保証の特例)
第十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証(第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。))において行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並び

に第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「危機関連保証(第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三項の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三項の三第二項中「当該借入金金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該借入金金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者とする。

第十六条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての第三条第二項、第三条の二第二項(第三条の三第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

第十七条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

(経営安定関連保証及び危機関連保証に係る限度額)
第十八条 経営安定関連保証及び危機関連保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

(信用保証協会法の一部改正)
第二条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第三号中「投資事業」の下に「創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
第二十条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第四項中「この条の下に「及び次条」を、「いい」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(協会と銀行その他の金融機関との連携)
第二十条の二 協会は、その業務を行うに当たつては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)
第三条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条に次の一項を加える。

2 認定中小企業者(前条第一項第一号に掲げる中小企業者であるものに限る。以下この項

及び次条第一項において同じ。)の代表者であつて、特定経営承継関連保証中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。を受けたものについては、当該代表者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第十四条第一項中「(第十二条第一項第一号に掲げる中小企業者に限る。)」を削り、「当該代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るもの」を「当該認定中小企業者の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等取得するための資金」に改める。
(産業競争力強化法の一部改正)
第四条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第一百五十五条第一項中「千万円」を「千五百万円」に改める。
第三項第一号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証(以下「支援創業関連保証」という。に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円)を「二千万円」に、「千万円(支援創業関連保証にあつては、千五百万円)」を「二千万円」に改める。
第一百八条第二項の表第三項第二項の項の前に次のように加える。

第三条第一項

この項

この項及び第三項

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

投票者氏名

法務委員長長秋野公造君解任決議案(眞山勇一君外一名発議)

賛成者(白色票)氏名

七三名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榎葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 眞山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君

反対者(青色票)氏名

一六七名

小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
青木 愛君 木戸英司君
福島みずほ君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山本 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 そのだ修光君

高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 健治君
中西 哲君 中西 祐介君
中野 正志君 中山 恭子君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君

日程第一 平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書「委員長報告」とおり是認すること

賛成者氏名 一五一名

熊野 正士君 佐々木さやか君
里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹谷とし子君
谷合 正明君 長沢 広明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
高木かおり君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 渡辺 喜美君
アントニオ猪木君 行田 邦子君
松沢 成文君 薬師寺みちよ君
山口 和之君

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 磯崎 仁彦君
今井絵理子君 猪口 邦子君
宇都 隆史君 岩井 茂樹君
江島 潔君 上野 通子君
衛藤 晟一君

小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	中山 恭子君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松山 政司君	丸川 珠代君

丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
山口 和之君	

反対者氏名

八九名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	風間 直樹君
神本美恵子君	川合 孝典君

川田 龍平君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榎葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
平山佐知子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
舟山 康江君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
宮沢 由佳君	森本 真治君
矢田わか子君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 紡君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	渡辺 喜美君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
アトニ才猪木君	行田 邦子君
松沢 成文君	薬師みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	

日程第一 平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国庫収納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書「委員長報告」とおり内閣に対し警告すること」
賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君

二四〇名

平成二十九年六月七日 参議院會議録第三十号

投票者氏名

德茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	中山 恭子君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顯正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
風間 直樹君	神本美恵子君

川合 孝典君	川田 龍平君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榎葉賀津也君	杉尾 秀哉君
田名部匡代君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	平山佐知子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	舟山 康江君
眞山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 眞治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舩君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
浅田 均君	東 徹君

日程第二 平成二十七年国国有財産増減及び現在
額總計算書

反対者氏名

○名

石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	渡辺 喜美君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
アントニオ猪木君	行田 邦子君
松沢 成文君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	山口 和之君

賛成者氏名

一五一名

足立 敏之君	阿達 雅志君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
愛知 治郎君	青木 一彦君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	酒井 庸行君	山東 昭子君
朝日健太郎君	有村 治子君	自見はなこ君	島田 三郎君
井上 義行君	井原 巧君	末松 信介君	進藤金日子君
石井 準一君	石井 浩郎君	関口 昌一君	世耕 弘成君
石井 正弘君	磯崎 仁彦君	高階恵美子君	そのだ修光君
石田 昌宏君	猪口 邦子君	高橋 克法君	高野光二郎君
磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	滝波 宏文君	滝沢 求君
今井絵理子君	上野 通子君	柘植 芳文君	武見 敬三君
宇都 隆史君	衛藤 晟一君	鶴保 庸介君	塚田 一郎君
江島 潔君	小野田紀美君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
小川 克巳君	大家 敏志君	中泉 松司君	中川 雅治君
尾辻 秀久君	大野 泰正君	中曾根弘文君	中西 健治君
大沼みずほ君	岡田 直樹君	中西 哲君	中西 祐介君
太田 房江君	片山さつき君	長峯 誠君	中山 恭子君
岡田 広君	木村 義雄君	二之湯武史君	二之湯 智君
金子原二郎君	こやり隆史君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
北村 経夫君	上月 良祐君	羽生田 俊君	長谷川 岳君
古賀友一郎君		馬場 成志君	橋本 聖子君
		林 芳正君	平野 達男君
		福岡 資麿君	藤井 基之君
		藤川 政人君	藤木 眞也君
		古川 俊治君	堀井 巖君
		舞立 昇治君	牧野たかお君
		松川 るい君	松下 新平君
		松山 政司君	丸川 珠代君
		丸山 和也君	三木 亨君
		三原じゅん子君	三宅 伸吾君
		水落 敏榮君	溝手 顯正君
		宮沢 洋一君	宮島 喜文君
		宮本 周司君	元榮太一郎君
		森 まさこ君	森屋 宏君
		柳本 卓治君	山崎 正昭君
		山下 雄平君	山田 修路君
		山田 俊男君	山田 宏君

山谷えり子君	山本 一太君	浜口 誠君	石井 準一君	石井 浩郎君	林 芳正君	平野 達男君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	平山佐知子君	福山 哲郎君	石井みどり君	福岡 資麿君	藤井 基之君
吉田 博美君	和田 政宗君	藤末 健三君	藤田 幸久君	磯崎 仁彦君	藤川 政人君	藤木 眞也君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	舟山 康江君	眞山 勇一君	磯崎 陽輔君	古川 俊治君	堀井 巖君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	今井絵理子君	舞立 昇治君	牧野たかお君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	宮沢 由佳君	森本 眞治君	宇都 隆史君	松川 るい君	松下 新平君
魚住裕一郎君	河野 義博君	矢田わか子君	柳田 稔君	江島 潔君	小野田紀美君	丸山 和也君
熊野 正士君	佐々木さやか君	吉川 沙織君	蓮 舫君	小川 克巳君	衛藤 晟一君	三原じゅん子君
里見 隆治君	杉 久武君	井上 哲士君	市田 忠義君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	水落 敏榮君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君	岩淵 友君	紙 智子君	大沼みずほ君	大野 泰正君	宮沢 洋一君
谷合 正明君	長沢 広明君	吉良よし子君	倉林 明子君	岡田 房江君	岡田 直樹君	宮本 周司君
新妻 秀規君	西田 実仁君	小池 晃君	田村 智子君	岡田 広君	片山さつき君	森 まさこ君
浜田 昌良君	平木 大作君	大門実紀史君	武田 良介君	金子原二郎君	木村 義雄君	柳本 卓治君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	北村 経夫君	こやり隆史君	山下 雄平君
矢倉 克夫君	山口那津男君	山下 芳生君	山添 拓君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山田 俊男君
山本 香苗君	山本 博司君	浅田 均君	東 徹君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	山田 俊男君
横山 信一君	若松 謙維君	石井 章君	石井 苗子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山谷えり子君
山口 和之君		片山 大介君	片山虎之助君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山本 順三君
		儀間 光男君	清水 貴之君	自見はなこ君	島田 三郎君	吉田 博美君
		高木かおり君	藤巻 健史君	島村 大君	進藤金日子君	渡辺 美樹君
		室井 邦彦君	渡辺 喜美君	末松 信介君	世耕 弘成君	渡邊 美樹君
		青木 愛君	木戸口英司君	関口 昌一君	そのだ修光君	伊藤 孝江君
		福島みずほ君	又市 征治君	高階恵美子君	高野光二郎君	熊野 正士君
		森 ゆうこ君	山本 太郎君	高橋 克法君	滝沢 求君	里見 隆治君
		アントニオ猪木君	行田 邦子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	高瀬 弘美君
		松沢 成文君	薬師寺みちよ君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	谷合 正明君
		伊波 洋一君	糸数 慶子君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	新妻 秀規君
		郡司 彰君		德茂 雅之君	豊田 俊郎君	浜田 昌良君
				中泉 松司君	中川 雅治君	三浦 信祐君
				中曾根弘文君	中西 健治君	矢倉 克夫君
				中西 哲君	中西 祐介君	山本 香苗君
				中野 正志君	中山 恭子君	横山 信一君
				長峯 誠君	二之湯 智君	井上 哲士君
				二之湯武史君	西田 昌司君	岩淵 友君
				野上浩太郎君	野村 哲郎君	吉良よし子君
				羽生田 俊君	長谷川 岳君	小池 晃君
				馬場 成志君	橋本 聖子君	
反対者氏名	賛成者氏名	賛成者氏名	賛成者氏名	賛成者氏名	賛成者氏名	賛成者氏名
足立 信也君	相原久美子君	足立 敏之君	阿達 雅志君	石井 浩郎君	林 芳正君	平野 達男君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君	愛知 治郎君	青木 一彦君	石井みどり君	福岡 資麿君	藤井 基之君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	磯崎 仁彦君	藤川 政人君	藤木 眞也君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	朝日健太郎君	有村 治子君	猪口 邦子君	古川 俊治君	堀井 巖君
小川 勝也君	小川 敏夫君	井上 義行君	井原 巧君	岩井 茂樹君	舞立 昇治君	牧野たかお君
大島九州男君	大塚 耕平君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
大野 元裕君	風間 直樹君			岩井 茂樹君	松川 るい君	松下 新平君
神本美恵子君	川合 孝典君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
川田 龍平君	小西 洋之君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
小林 正夫君	古賀 之士君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
杉尾 秀哉君	榎葉賀津也君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
徳永 エリ君	田名部匡代君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
長浜 博行君	那谷屋正義君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
野田 国義君	難波 奨二君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君			上野 通子君	松川 るい君	松下 新平君

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号 投票者氏名

大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
福島みずほ君
伊波 洋一君
山口 和之君

高木かおり君
室井 邦彦君
青木 愛君
森 ゆうこ君
アトニオ猪木君
松沢 成文君
郡司 彰君

末松 信介君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君

渡邊 美樹君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
谷合 正明君

足立 信也君
有田 芳生君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
小川 勝也君
大島九州男君
大野 元裕君
神本美恵子君
川田 龍平君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
杉尾 秀哉君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
浜口 誠君
平山佐知子君
藤末 健三君
舟山 康江君
牧山ひろえ君
宮沢 由佳君
矢田わか子君
吉川 沙織君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君

相原久美子君
伊藤 孝恵君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 敏夫君
大塚 耕平君
風間 直樹君
川合 孝典君
小西 洋之君
古賀 之士君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂 吉雄君
浜野 喜史君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
真山 勇一君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳田 稔君
蓮 舫君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井 みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君

秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹谷とし子君
長沢 広明君
西田 実仁君
平木 大作君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君

反対者氏名
七一名

日程第四 原子力の平和的利用における協力のた
めの日本国政府とインド共和国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
賛成者氏名
一五一名

反対者氏名
八七名

反対者氏名

足立 信也君
有田 芳生君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
小川 勝也君
大島九州男君
大野 元裕君
神本美恵子君
川田 龍平君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
杉尾 秀哉君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
浜口 誠君
平山佐知子君
藤末 健三君
舟山 康江君
牧山ひろえ君
宮沢 由佳君
矢田わか子君
吉川 沙織君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君

相原久美子君
伊藤 孝恵君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 敏夫君
大塚 耕平君
風間 直樹君
川合 孝典君
小西 洋之君
古賀 之士君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂 吉雄君
浜野 喜史君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
真山 勇一君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳田 稔君
蓮 舫君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井 みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君

反対者氏名
八七名

日程第五 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

増子 輝彦君
森本 真治君
柳田 稔君
蓮 舫君
市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
渡辺 喜美君
木戸口英司君
又市 征治君
山本 太郎君
行田 邦子君
伊波 洋一君
郡司 彰君
宮沢 由佳君
矢田わか子君
吉川 沙織君
井上 哲士君
岩淵 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
青木 愛君
福島みずほ君
森 ゆうこ君
アントニオ猪木君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
二四〇名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中西 哲君
中野 正志君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松山 政司君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
世耕 弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
中山 恭子君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 巖君
牧野たかお君
松下 新平君
丸川 珠代君

丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
相原久美子君
伊藤 孝恵君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 敏夫君
大塚 耕平君
大野 元裕君
神本美恵子君
川田 龍平君
小西 洋之君
古賀 之土君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君
難波 奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂 吉雄君
浜野 喜史君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
真山 勇一君
増子 輝彦君
森本 真治君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
足立 信也君
有田 芳生君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
小川 勝也君
大島九州男君
大野 元裕君
神本美恵子君
川田 龍平君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
杉尾 秀哉君
徳永 エリ君
長浜 博行君
野田 国義君
白 眞勲君
浜口 誠君
平山佐知子君
藤末 健三君
舟山 康江君
牧山ひろえ君
宮沢 由佳君
矢田わか子君

反対者氏名

柳田 稔君
蓮 舫君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
谷合 正明君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
井上 哲士君
岩淵 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
青木 愛君
福島みずほ君
森 ゆうこ君
アントニオ猪木君
松沢 成文君
伊波 洋一君
郡司 彰君
吉川 沙織君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹谷とし子君
長沢 広明君
西田 実仁君
平木 大作君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
渡辺 喜美君
木戸口英司君
又市 征治君
山本 太郎君
行田 邦子君
伊波 洋一君
郡司 彰君

〇名

日程第六 中小企業の経営の改善発達を促進する
ための中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こより隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

投票者氏名

質問主意書及び答弁書

中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
中山 恭子君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
平野 達男君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君

川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榎葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舩君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 青木 愛君
木戸口英司君 森 ゆうこ君
山本 太郎君 アントニオ猪木君

反対者氏名

一八名

井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門美紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
福島みずほ君 又市 征治君
伊波 洋一君 糸数 慶子君

いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の
新三要件との関係等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十九年五月二十五日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使
の新三要件との関係等に関する質問主意書
一 いわゆる昭和四十七年政府見解にある「右の
事態を排除するためとられるべき必要最小限度
の範囲にとどまるべきものである」という文言
の意味について、安倍内閣の理解においては、
これは、二〇一四年七月一日の閣議決定「国の
存立を全うし、国民を守るための切れ目のない
安全保障法制の整備について」(以下「七・一閣
議決定」という。)の中で「従来の政府見解におけ
る憲法第9条の解釈の基本的な論理」の一部分
として示されている「そのための必要最小限度
の「武力の行使」は許容される」との文言と同じ
意味のものであると解して良いか。

平成二十九年六月七日 参議院会議録第三十号

質問主意書及び答弁書

二 いわゆる昭和四十七年政府見解にある「右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」という文言の意味について、安倍内閣の理解においては、これは、二〇一四年七月一日の七・一閣議決定の中で示されている「従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」とするところの「必要最小限度の実力行使すること」との文言と同じ意味のものであると解して良いか。

三 いわゆる昭和四十七年政府見解にある「右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」という文言の意味について、安倍内閣の理解においては、これは、法理として、いわゆる武力行使の「新三要件」のうち第三要件「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」に該当するものと解して良いか。

四 武力行使の「新三要件」の第一要件「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とは、二〇一四年七月一日の七・一閣議決定の中でいわゆる昭和四十七年政府見解の中に「明確に示されているところである」としているところの「従来の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理」に、二〇一四年七月一日現在の我が国を取り巻く安全保障環境の根本的な変容という問題意識をあらわした結果として得られたものなのか、安倍内閣の認識を示されたい。

五 武力行使の「新三要件」の第一要件「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

される明白な危険があること」とは、二〇一四年七月一日の七・一閣議決定の中でいわゆる昭和四十七年政府見解の中に「明確に示されているところである」としているところの「従来の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理」に基づき、二〇一四年七月一日現在の我が国を取り巻く安全保障環境の根本的な変容という問題意識の下に検討した結果、それと同趣旨の規範を構成する一要件として整理し作成したもののなか、安倍内閣の認識を示されたい。
右質問する。

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の「新三要件」との関係等に関する質問に対する答弁書

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の「新三要件」との関係等に関する質問に対する答弁書
一から五までについて

お尋ねの「同じ意味のもの」、「法理として……該当する」と及び「同趣旨の規範を構成する一要件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのいわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の「新三要件」との関係等については、次のとおりである。すなわち、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）で明示した「武力の行使の三要件」（以下「新三要件」という。）は、その文言からすると国際関係において一切の実力の行使を禁じているかのように見える憲法第九条の下でも、例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和四十七年十月十四日に

参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解（以下「昭和四十七年の政府見解」という。）の基本的な論理を維持したものである。この昭和四十七年の政府見解においては、

（一）まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要なる自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」としている。この部分は、昭和三十四年十二月十六日の砂川事件最高裁判所大法廷判決の「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要なる自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」という判示と軌を一にするものである。

（二）次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるところという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」として、このような場合に限つて、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示している。

（三）その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」として、（一）及び（二）の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられている。

一方、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。新三要件は、こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、このような昭和四十七年の政府見解の（一）及び（二）の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛す

るためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものである。したがって、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれている。

新三要件の下で認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものである。

憲法の解釈が明確でなければならぬことは当然である。もともと、新三要件においては、国際情勢の変化等によって将来実際に何が起るかを具体的に予測することが一層困難となっている中で、憲法の平和主義や第九条の規範性を損なうことなく、いかなる事態においても、我が国と国民を守ることができるよう備えておくとの要請に応えるという事柄の性質上、ある程度抽象的な表現が用いられることは避けられないところである。

その上で、第一要件においては、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とし、他国に対する武力攻撃が発生したということだけではなく、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかであるということが必要であることを明らかにするとともに、第二要件においては、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」とし、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする「武力の行使」についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛

の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものでないことを明らかにし、第三要件においては、これまで通り、我が国を防衛するための「必要最小限度の武力の行使」ととどまるべきこととしている。

このように、新三要件は、憲法第九条の下で許される「武力の行使」について、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体ではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置に限られることを明らかにしており、憲法の解釈として規範性を有する十分に明確なものである。

河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月二十五日

参議院議長 伊達 忠一殿

河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問主意書

一 河野克俊統合幕僚長は、二〇一七年五月二十三日、日本外国特派員協会で行われた記者会見に際し、安倍晋三首相が自衛隊の存在を憲法に明記する改正に言及したことについて問われ、「憲法という非常に高度な政治問題なので、統幕長という立場から申し上げるのは適当でないと考えている。ただし、一自衛官として申し上げるのなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されるのであれば非常にありがたいと思う」との旨を述べているが、この発言は、自衛隊員の政治

的行為を制限した自衛隊法第六十一条に違反するのではない。

二 全自衛隊員は自衛隊法第五十三条に基づく自衛隊法施行規則第三十九条により「宣誓 私 は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に關与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」とのいわゆる職務の宣誓を行うことが義務付けられている。

安倍首相は自民党総裁の立場で自衛隊の存在を憲法に明記する改正に言及したと説明等しているところ、こうした自民党総裁の政治活動に關係して、「一自衛官として申し上げるのなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されるのであれば非常にありがたいと思う」との旨を発言した河野克俊統合幕僚長の行為は「政治的活動に關与せず」とする自衛隊員の職務の宣誓及びそれが基づく法令に違反するのではない。

三 いわゆる限定的な集団的自衛権が行使できる自衛隊の存在を憲法に明記することは、違憲無効の限定的な集団的自衛権の行使を憲法の規定上も合憲化することになるものであり、河野克俊統合幕僚長の発言は、自衛隊法等の法令に違反するとともに、何よりも憲法尊重擁護義務に違反するものであり、即刻解任すべきであると考えるが、安倍政権の見解如何。

四 国会で多くの野党議員が限定的な集団的自衛権行使は違憲であると安倍政権を追及する中で、河野克俊統合幕僚長の発言は、立法院輕視も甚だしい実力組織の長として極めて不適切なものであり、即刻解任すべきであると考えるが、安倍政権の見解如何。

平成二十九年六月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
河野克俊統合幕僚長の御指摘の発言は、記者からの質問を受けて、「憲法という非常に高度な政治問題でありますので、統幕長という立場から申し上げるのは適当ではない」と明確に述べた上で、個人としての見解を述べたものであり、政治的目的をもつて発言したものではないことから、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為に該当せず、「自衛隊員の職務の宣誓及びそれが基づく法令に違反するもの」、「自衛隊法等の法令に違反するもの」、何よりも憲法尊重擁護義務に違反するもの及び「立法院輕視も甚だしい実力組織の長として極めて不適切なもの」との御指摘は当たらない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 二六円 送料 三〇円